

雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律

(略称:雇用産災保険料徴収法)

[施行 2019. 1. 15]

[法律第 16268 号、2019. 1. 15, 一部改正]

雇用労働部 (雇用保険企画課) 044-202-7351

雇用労働部 (産災害補償政策課) 044-202-7712

HP - 法令 82

第 1 章 総則 (改正 2009. 12. 30)

(目的)

第 1 条 この法律は、雇用保険及び産業災害補償保険の保険関係の成立・消滅、保険料の納付・徴収等に必要な事項を規定することにより、保険事務の効率性を高めることを目的とする。

[条文改正 2009. 12. 30]

(定義)

第 2 条 この法律において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(改正 2010. 1. 27、2011. 7. 21)

1. 「保険」とは、「雇用保険法」による雇用保険又は「産業災害補償保険法」による産業災害補償保険をいう。
2. 「勤労者」とは、「勤労基準法」による勤労者をいう。
3. 「報酬」とは、「所得税法」第 20 条による勤労所得であつて大統領令で定める金品を除いた金額をいう。ただし、第 13 条第 1 項第 1 号による雇用保険料を徴収する場合は、勤労者が休職中等その他のこれと似た状態にある期間中に事業主以外の者から支給された金品のうち雇用労働部長官が定めて告示する金品は、報酬とみなす。
4. 「元請受注者」とは、事業が何回かの請負によって行われる場合に、最初に事業を請け負って行う者をいう。ただし、発注者が事業の全部又は一部を直接に行う場合は、発注者が直接行う部分 (発注者が直接行う事業の進行経過により請け負う場合は、発注者が直接行うものとみなす。) については、発注者を元請受注者であるとみなす。
5. 「下請受注者」とは、元請受注者からその事業の全部又は一部を請け負って行う者及びその者からその事業の全部又は一部を請け負って行う者をいう。
6. 「情報通信網」とは、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網をいう。
7. 「保険料等」とは、保険料、この法律による加算金・延滞金・滞納処分費及び第 26 条による徴収金をいう。

[条文改正 2009. 12. 30]

(基準報酬)

第 3 条

- (1) 事業の廃業・倒産等により報酬を算定・確認することが困難な場合又は大統領令で定める理由に該当する場合は、雇用労働部長官が定めて告示する金額（以下「基準報酬」という。）を報酬とすることができる。（改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4）
- (2) 基準報酬は、事業の規模、勤労形態及び賃金水準等を考慮して「雇用保険法」第 7 条による雇用保険委員会の審議を経て、時間・日又は月単位で定めるものとし、〔また、〕事業の種類別又は地域別に区分して定めることができる。
- (3) 削除（2010. 1. 27）

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険事業の実施主体)

第 4 条 「雇用保険法」及び「産業災害補償保険法」による保険事業に関してこの法律で定めた事項は、雇用労働部長官から委託を受けて「産業災害補償保険法」第 10 条による勤労福祉公団（以下「公団」という。）が遂行する。ただし、次の各号に該当する徴収業務は、「国民健康保険法」第 13 条による国民健康保険公団（以下「健康保険公団」という。）が雇用労働部長官から委託を受けて遂行する。（改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4、2011. 12. 31）

1. 保険料等（第 17 条及び第 19 条による概算保険料及び確定保険料、第 26 条による徴収金を除く。）の告知及び収納
2. 保険料等の滞納管理

[条文改正 2009. 12. 30]

(情報通信網を利用した申告又は申請)

第 4 条の 2

- (1) この法律による申告又は申請は、雇用労働部長官が定めて告示する情報通信網（以下「雇用・産災情報通信網」という。）を利用して行うことができる。（改正 2010. 6. 4）
- (2) 前項の方法により申告又は申請を行う場合は、雇用・産災情報通信網に入力された時に申告又は申請が行われたものとみなす。
- (3) 第 1 項の方法による申告又は申請の方法・手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。（改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2009. 12. 30]

第2章 保険関係の成立及び消滅（改正 2009. 12. 30）

（保険加入者）

第5条

- （1）「雇用保険法」を適用される事業の事業主及び勤労者（「雇用保険法」第10条及び第10条の2による適用除外勤労者を除く。以下この条で同じ。）は、当然に「雇用保険法」による雇用保険（以下「雇用保険」という。）の保険加入者となる。（改正 2019. 1. 15）
- （2）「雇用保険法」第8条ただし書きにより同法を適用しない事業の事業主が勤労者（「雇用保険法」第10条による適用除外勤労者を除く。以下この項において同じ。）の過半数の同意を得て公団の承認を受けたときは、その事業の事業主及び勤労者は雇用保険に加入することができる。
- （3）「産業災害補償保険法」を適用される事業の事業主は、当然に「産業災害補償保険法」による産業災害補償保険（以下「産災保険」という。）の保険加入者となる。
- （4）「産業災害補償保険法」第6条ただし書きにより同法を適用しない事業の事業主は、公団の承認を受けて産災保険に加入することができる。
- （5）第2項又は前4項により雇用保険又は産災保険に加入した事業主が保険契約を解約するときは、あらかじめ公団の承認を受けなければならない。この場合において、保険契約の解約は、その保険契約が成立した保険年度が終了した後に行われなければならない。
- （6）前項による事業主が雇用保険契約を解約するときは、勤労者の過半数の同意を得なければならない。（改正 2019. 1. 15）
- （7）公団は、事業実体がない等の理由により継続して保険関係を維持できないと認める場合は、その保険関係を消滅させることができる。

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日：2019. 7. 16]第5条第1項改正規定中「雇用保険法」第10条の2に関する事項

（保険の擬制加入）

第6条

- （1）前条第1項により事業主及び勤労者が雇用保険の当然加入者になる事業が事業規模の変動等の理由により「雇用保険法」第8条ただし書きによる適用除外事業に該当することとなったときは、その事業主及び勤労者は、その日から前条第2項により雇用保険に加入したものとみなす。
- （2）前条第3項によりその事業主が産災保険の当然加入者になる事業が事業規模の変動等の理由で「産業災害補償保険法」第6条ただし書きによる適用除外事業に該当することになったときは、その事業主は、その日から第5条第4項により産災保険に加入したものとみなす。
- （3）前条第1項から第4項までの規定による事業主がその事業を運営するに当たって勤労者（雇

用保険の場合にあつては、「雇用保険法」第 10 条による適用除外勤労者は除く。以下この項において同じ。)を雇用しなくなったときは、その日から 1 年の範囲で勤労者を使用しない期間も保険に加入したものとみなす。

- (4) 第 1 項及び第 2 項の事業主及び勤労者に対する保険契約の解約に関しては。前条第 5 項及び第 6 項を準用する。

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険の擬制加入)

第 6 条

- (1) 前条第 1 項により事業主及び勤労者が雇用保険の当然加入者になる事業が事業規模の変動等の理由により「雇用保険法」第 8 条ただし書きによる適用除外事業に該当することとなったときは、その事業主及び勤労者は、その日から前条第 2 項により雇用保険に加入したものとみなす。
- (2) 前条第 3 項によりその事業主が産災保険の当然加入者になる事業が事業規模の変動等の理由で「産業災害補償保険法」第 6 条ただし書きによる適用除外事業に該当することになったときは、その事業主は、その日から第 5 条第 4 項により産災保険に加入したものとみなす。
- (3) 前条第 1 項から第 4 項までの規定による事業主がその事業を運営するに当たって勤労者（雇用保険の場合にあつては、「雇用保険法」第 10 条及び第 10 条の 2 による適用除外勤労者を除く。以下この項において同じ。)を雇用しなくなったときは、その日から 1 年の範囲で勤労者を使用しない期間も保険に加入したものとみなす。 (改正 2019. 1. 15)
- (4) 第 1 項及び第 2 項の事業主及び勤労者に対する保険契約の解約に関しては。前条第 5 項及び第 6 項を準用する。

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日:2019. 7. 16] 第 6 条第 3 項

(保険関係の成立日)

第 7 条 保険関係は、次の各号のいずれか一つに該当する日に成立する。

1. 第 5 条第 1 項により事業主及び勤労者が雇用保険の当然加入者になる事業の場合は、その事業が開始された日（「雇用保険法」第 8 条ただし書きによる事業が第 5 条第 1 項により事業主及び勤労者が雇用保険の当然加入者になる事業に該当することとなった場合は、その該当することとなった日）
2. 第 5 条第 3 項により事業主が産災保険の当然加入者になる事業の場合は、その事業が開始された日（「産業災害補償保険法」第 6 条ただし書きによる事業が第 5 条第 3 項により事業主が産災保険の当然加入者になる事業に該当することとなった場合は、その該当するこ

ととなった日)

3. 第5条第2項又は第4項により保険に加入した事業の場合は、公団がその事業の事業主から保険加入承認申込書を受け付けた日の次の日
4. 次条第1項により一括適用を受ける事業の場合は、初めて行う事業が開始された日
5. 第9条第1項ただし書き及び第2項により保険に加入した下請受注者の場合は、その下請け工事の着工日

[条文改正 2009. 12. 30]

(事業の一括適用)

第8条

- (1) 第5条第1項又は同条第3項による保険の当然加入者である事業主が行うそれぞれの事業が次の各号の要件に該当する場合は、この法律を適用するとき、その事業の全体を一つの事業とみなす。
 1. 事業主が同一人であること
 2. それぞれの事業は期間が定められていること
 3. 事業の種類等が大統領令で定める要件に該当すること
- (2) 前項による一括適用を受ける事業主以外の事業主が同項第1号の要件に該当する事業（産災保険の場合は雇用労働部長官が定める事業の種類が同じ場合に限る。）の全体を一つの事業とみなしてこの法律の適用を受けようとする場合は、公団の承認を受けなければならない。承認を受けた場合は、公団がその事業の事業主から一括適用関係承認申込書を受け付けた日の次の日から一括適用を受ける。この場合は、一括適用関係が次項により解約されない限り、その事業主はその保険年度以後の保険年度について引き続きその事業全体に関して一括適用を受ける。

(改正 2010. 6. 4)
- (3) 前項により一括適用を受けている事業主がその一括適用関係を解約しようとする場合は、公団の承認を受けなければならない。この場合は、一括適用関係解約の効力は次の保険年度の保険関係から生じる。
- (4) 第1項により一括適用を受ける事業主が、同項第3号の要件に該当しなくなった場合は、第2項により一括適用承認を受けたとみなしてこの法律を適用し、事業主がその一括適用関係を解約しようとする場合は前項による。

[条文改正 2009. 12. 30]

※第1項の大統領令で定める要件としては、建設業者、住宅建設事業者、電気工事業者、情報通信工事業者、消防施設業者及び文化財修理業者が挙げられている。（施行令第6条）

(請負事業の一括適用)

第9条

- (1) 建設業等大統領令で定める事業が数次の請負により施行される場合は、その元請受注者をこの法律が適用される事業主とみなす。ただし、大統領令で定めるところにより公団の承認を受けた場合は、下請受注者をこの法律が適用される事業主とみなす。
- (2) 前項による事業が、国内に営業所を置かない外国の事業主から下請を受けて施行される場合は、国内に営業所を置いた最初の下請受注者をこの法律を適用される事業主とみなす。

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険関係の消滅日)

第10条 保険関係は、次の各号のいずれか一つに該当する日に消滅する。

1. 事業が廃業され、又は終了した日の次の日
2. 第5条第5項（第6条第4項で準用される場合を含む。）により保険契約を解約する場合は、その解約に関して公団の承認を受けた日の次の日
3. 第5条第7項により公団が保険関係を消滅させる場合は、その消滅を決定・通知した日の次の日
4. 第6条第3項による事業主の場合は、勤労者（雇用保険の場合は「雇用保険法」第10条による適用除外勤労者を除く。）を使用しなくなった日から1年が経過した日の次の日

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険関係の消滅日)

第10条 保険関係は、次の各号のいずれか一つに該当する日に消滅する。 (改正 2019. 1. 15)

1. 事業が廃業され、又は終了した日の次の日
2. 第5条第5項（第6条第4項で準用される場合を含む。）により保険契約を解約する場合は、その解約に関して公団の承認を受けた日の次の日
3. 第5条第7項により公団が保険関係を消滅させる場合は、その消滅を決定・通知した日の次の日
4. 第6条第3項による事業主の場合は、勤労者（雇用保険の場合は「雇用保険法」第10条及び第10条の2による適用除外勤労者を除く。）を使用しなくなった日から1年が経過した日の次の日

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日:2019. 7. 16]第10条第4号

(保険関係の申告)

第11条

- (1) 事業主は、第5条第1項又は第3項により当然に保険加入者となった場合はその保険関係が

成立した日から 14 日以内に、事業の廃業・終了等により保険関係が消滅した場合はその保険関係が消滅した日から 14 日以内に、公団に保険関係の成立又は消滅の申告をしなければならない。ただし、次の各号に該当する事業の場合は、その区分により保険関係成立の申告をしなければならない。

1. 保険関係が成立した日から 14 日以内に終了する事業：事業が終了する日の前日まで
 2. 業災害補償保険法」第 6 条ただし書きによる大統領令で定める事業のうち事業を始めるときに同法の適用対象の有無が明確でなく、大統領令で定めるところにより、当該事業で一定期間使用した常時勤労者数を基礎として同法の適用対象の有無を決定するようになる事業：その一定期間の終了日から 14 日以内
- (2) 事業主は、第 8 条第 1 項により一括適用を受ける事業の場合は初めて行う事業を始める日から 14 日以内に、一括適用を受けている事業が事業の廃業・終了等により一括適用関係が消滅した場合は消滅した日から 14 日以内に、〔それぞれ〕公団に一括適用関係の成立又は消滅の申告をしなければならない。
- (3) 第 8 条第 1 項及び第 2 項による一括適用事業の事業主は、そのそれぞれの事業（第 1 項により申告された事業を除く。）の開始日及び終了日（事業終了の申告は雇用保険の場合に限る。）からそれぞれ 14 日以内に、その開始及び終了の事実を公団に申告しなければならない。ただし、事業の開始日から 14 日以内に終了する事業の場合は、その終了する日の前日までに申告しなければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険関係の変更申告)

第 12 条 保険に加入した事業主は、その名前、事業の所在地等大統領令で定める事項が変更された場合は、その日から 14 日以内にその変更事項を公団に申告しなければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

第 3 章 保険料

(保険料)

第 13 条

(1) 保険事業にかかる費用に充てるために、保険加入者から次の各号の保険料を徴収する。

(改正 2010. 1. 27)

1. 雇用安定・職業能力開発事業及び失業給与の保険料（以下「雇用保険料」という。）
 2. 産災保険の保険料（以下「産災保険料」という。）
- (2) 雇用保険加入者である勤労者が負担しなければならない雇用保険料は、自らの報酬総額に次条第 1 項による失業給与の保険料率の 2 分の 1 を乗じた金額とする。ただし、事業主から第 2

条第3号本文による報酬を支給されない勤労者は、第2条第3号ただし書きにより報酬とみなす金品の総額に次条第1項による失業給与の保険料率を乗じた金額を負担しなければならない。第2条第3号ただし書きによる休職中その他のこれと似た状態にある期間中に事業主から第2条第3号本文による報酬を支給される勤労者であって雇用労働部長官が定めて告示する理由に該当する勤労者は、その期間に支給される報酬の総額に第14条第1項による失業給与の保険料率を乗じた金額を負担しなければならない。(改正 2010. 1. 27、2011. 7. 21)

- (3) 第1項にかかわらず、「雇用保険法」第10条第2項により65歳以後に雇用され(65歳前から被保険者格を維持する者が65歳以後に継続して雇用された場合を除く。)、又は自営業を開始した者については、雇用保険料のうち失業給与の保険料を徴収しない。

(改正 2013. 6. 4、2019. 1. 15)

- (4) 第1項により事業主が負担しなければならない雇用保険料は、その事業に従事する雇用保険加入者である勤労者の個人別報酬総額(第2項ただし書きによる報酬とみなす金品の総額及び報酬の総額を除く。)に次の各号をそれぞれ乗じて算出したそれぞれの金額を合わせた金額とする。

(改正 2011. 7. 21、2013. 6. 4)

1. 次条第1項による雇用安定・職業能力開発事業の保険料率
2. 失業給与の保険料率の2分の1

- (5) 第1項により事業主が負担しなければならない産災保険料は、その事業主が経営する事業に従事する勤労者の個人別報酬総額に次の各号による産災保険料率を乗じた金額を合わせた金額とする。ただし、「産業災害補償保険法」第37条第4項に該当する場合には、第1号による産災保険料率のみを乗じて算定する。

(改正 2013. 6. 4、2017. 10. 24)

1. 第14条第3項から第6項までによる同じ種類の事業に適用される産災保険料率
2. 第14条第7項による産災保険料率

- (6) 第17条第1項による報酬総額の推定額又は第19条第1項による報酬総額を決定することが困難な場合は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が定めて告示する労務比率を用いて報酬総額の推定額又は報酬総額を決定することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料率の決定)

第14条

- (1) 雇用保険料率は、保険収支の動向及び経済状況等を考慮して1000分の30の範囲内で雇用安定・職業能力開発事業の保険料率及び失業給与の保険料率に区分して大統領令で定める。
- (2) 前項の雇用保険料率を定め、又は変更するには、「雇用保険法」第7条による雇用保険委員会の審議を経なければならない。
- (3) 「産業災害補償保険法」第37条第1項第1号、第2号及び同条第3号カによる業務上の災害

- に関する産災保険料率（以下第4項から第6項までにおいて「産災保険料率」という。）は、毎年6月30日現在の過去3年間の報酬総額に対する産災保険給与総額の比率を基礎とし、「産業災害補償保険法」による年金等産災保険給与に要する金額、災害予防及び災害勤労者の福祉増進にかかる費用等を考慮して事業の種類別に区分して雇用労働部令で定める。この場合において、「産業災害補償保険法」第37条第1項第3号ナによる業務上の災害を理由として支給された保険給与額は、産災保険給与総額に含めない。（改正2010.6.4、2017.10.24）
- (4) 産災保険の保険関係が成立した後3年が経過していない事業に対する産災保険料率は、前項にかかわらず、雇用労働部令で定めるところにより、「産業災害補償保険法」第8条による産業災害補償保険及び予防審議委員会の審議を経て、雇用労働部長官が事業の種類別に別に定める。（改正2010.6.4）
- (5) 雇用労働部長官は、第3項により産災保険料率を定める場合は、特定事業の種類別の産災保険料率が全体事業の平均産災保険料率の20倍を超過しないようにしなければならない。（改正2010.6.4）
- (6) 雇用労働部長官は、第3項により定めた特定事業の種類別の産災保険料率が引き上げられ、又は引き下げされる場合は、直前の保険年度産災保険料率の100分の30の範囲で調整しなければならない。（改正2010.6.4）
- (7) 「産業災害補償保険法」第37条第1項第3号ナによる業務上の災害に関する産災保険料率は、事業の種類を区分せずに、その災害によって同法による年金等産災保険給与に要する金額、災害予防及び災害勤労者の福祉増進に要する費用等を考慮して、雇用労働部令で定める。（新設2017.10.24）
- [条文改正2009.12.30]

※産災補償法第37条第1項第3号・・・出退勤災害

※大統領令（施行令）

（雇用保険料率）

第12条

(1) 法第14条第1項による雇用保険料率は、次の各号のとおりとする。（改正2011.3.30、2013.6.28）

1. 雇用安定・職業能力開発事業の保険料率：次の各モクの区分による保険料率

カ. 常時勤労者数が150人未満の事業主の事業：1万分の25

ナ. 常時勤労者数が150人以上である事業主の事業であって「雇用保険法施行令」第12条による優先支援対象企業の範囲に該当する事業：1万分の45

ダ. 常時勤労者数が150人以上1千人未満の事業主の事業であってナに該当しない事業：1万分の

65

ラ. 常時勤労者数が1千人以上である事業主の事業であってナに該当しない事業及び国家・地方自治体が直接する行う事業：1万分の85

2. 失業給与の保険料率：1千分の13

- (2) 前項第1号を適用するときは、常時勤労者数は当該事業主が行う国内のすべての事業の常時勤労者数を合算した数とする。ただし、「住宅法」第2条第2号による共同住宅を管理する事業の場合は、各事業別に常時勤労者数を算定する。
- (3) 第1項第1号を適用するときは、法第9条第1項ただし書きにより法の適用を受ける事業主となる下請受注者には元請受注者に適用する雇用安定・職業能力開発事業の保険料率を適用する。ただし、法第8条により一括適用を受けることとなる事業主の個別事業に対して法第9条第1項ただし書きにより下請受注者を法の適用を受ける事業主とみなす場合は、その下請受注者である事業主に適用する雇用安定・職業能力開発事業の保険料率を適用する。
- (4) 第1項第1号及び第2項にかかわらず、保険年度中に事業が譲渡され、又は事業主が合併された場合は、その譲渡又は合併された事業に対しては、当該保険年度に限り、譲渡又は合併前に適用された雇用安定・職業能力開発事業の保険料率を適用する。

[専門改正 2010. 9. 29]

(保険料率の特例)

第15条

- (1) 大統領令で定める事業であって毎年9月30日現在の雇用保険の保険関係が成立した後3年が経過した事業の場合において、その年9月30日以前3年間のその失業給与保険料に対する失業給与金額の比率が大統領令で定める比率に該当する場合は、前条第1項にかかわらず、その事業に適用される失業給与保険料率の100分の40の範囲内で大統領令で定める基準により引き上げ、又は引き下げた比率をその事業に対する次の保険年度の失業給与保険料率とすることができる。
- (2) 大統領令で定める事業であって毎年6月30日現在の産災保険の保険関係が成立した後3年が過ぎた事業の場合において、その年6月30日以前3年間の産災保険料（第13条第5項第2号による産災保険料を乗じた金額を除く。）に対する産災保険給与金額（「産業災害補償保険法」第37条第1項第3号ナによる業務上の災害を理由に支給された保険給与を除く。）の比率が大統領令で定める比率に該当する場合は、前条第3項及び第4項にかかわらず、その事業に適用される第13条第5項第1号による産災保険料率の100分の50の範囲内で事業規模を考慮して大統領令で定めるところにより引き上げ、又は引き下げた比率を第13条第5項第2号による産災保険料と合わせてその事業に対する次の保険年度の産災保険料率とすることができる。
(改正 2017. 10. 24)
- (3) 大統領令で定める事業であって産災保険の保険関係が成立した事業の事業主が当該事業の勤労者の安全保健のために災害予防活動を実施し、これについて雇用労働部長官が認定したときは、前条第3項及び第4項にかかわらず、その事業に対し適用される第13条第5項第1号による産災保険料率の100分の30の範囲内で大統領令で定めるところにより、引き下げた比

- 率を第13条第5項第2号よる産災保険料と合わせてその事業に対する次の保険年度の産災保険料率（以下「労災予防料率」という。）とすることができる。（新設 2013. 6. 4、2017. 10. 24）
- (4) 労災予防料率を適用するに当たっては、災害予防活動の内容・認定期間、労災予防料率の適用期間等その他の必要な事項は、事業主が実施する災害予防活動別に区分して大統領令で定める。（新設 2013. 6. 4）
- (5) 第2項及び第3項による産災保険料率をいずれも適用されることができる事業の場合は、前条第3項及び第4項によりその事業に適用される産災保険料率に、第2項及び第3項によりそれぞれ引き上げ、又は引き下げる比率を合算して（引き上げ又は引き下げる比率が同時に生じる場合は、それらの値を互いに計上して計算する。）得た値により引き上げ又は引き下げた比率をその事業に対する次の保険年度産災保険料率とする。（新設 2013. 6. 4）
- (6) 雇用労働部長官は、労災予防料率を適用される事業が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、災害予防活動の認定を取り消さなければならない。（新設 2013. 6. 4）
1. 偽り又はその他の不正な方法により災害予防活動の認定を受けた場合
 2. 労災予防料率の適用期間中に「産業安全保健法」第2条第7号による重大災害が発生した場合。ただし、「産業安全保健法」第5条による事業主の注意義務と直接的に関連がない災害として大統領令で定める災害を除く。
 3. その他の災害予防活動の目的を達成したものと認めることが困難な場合等大統領令で定める理由に該当する場合
- (7) 前項第1号により災害予防活動の認定が取り消された事業の場合は、労災予防料率の適用を取り消し、労災予防料率を適用された期間に対する産災保険料を再算定して賦課しなければならない。（新設 2013. 6. 4）
- (8) 第6項第2号及び第3号により災害予防活動の認定が取り消された事業に対しては、当該保険年度における災害予防活動の認定期間比率により労災予防料率を適用して次の保険年度の産災保険料率を算定する。（新設 2013. 6. 4）
- (9) 雇用労働部長官は、第3項による災害予防活動の認定に関する業務を産業安全保健に関する専門担当者及び施設を備えた機関又は団体であって大統領令で定める機関に委託することができる。（新設 2013. 6. 4）
- (10) 第3項及び第6項による労災予防料率の適用、災害予防活動の認定及び取消しの手続き等に必要事項は、雇用労働部令で定める。（新設 2013. 6. 4）
- [条文改正 2009. 12. 30]

(保険料率の特例)

第15条

- (1) 大統領令で定める事業であって毎年9月30日現在の雇用保険の保険関係が成立した後3年が経過した事業の場合において、その年9月30日以前3年間のその失業給与保険料に対する

失業給与金額の比率が大統領令で定める比率に該当する場合は、前条第1項にかかわらず、その事業に適用される失業給与保険料率の100分の40の範囲内で大統領令で定める基準により引き上げ、又は引き下げた比率をその事業に対する次の保険年度の失業給与保険料率とすることができる。

- (2) 大統領令で定める事業であって毎年6月30日現在の産災保険の保険関係が成立した後3年が過ぎた事業の場合において、その年6月30日以前3年間の産災保険料(第13条第5項第2号による産災保険料を乗じた金額を除く。)に対する産災保険給与金額(「産業災害補償保険法」第37条第1項第3号ナによる業務上の災害を理由に支給された保険給与を除く。)の比率が大統領令で定める比率に該当する場合は、前条第3項及び第4項にかかわらず、その事業に適用される第13条第5項第1号による産災保険料率の100分の50の範囲内で事業規模を考慮して大統領令で定めるところにより引き上げ、又は引き下げた比率を第13条第5項第2号による産災保険料と合わせてその事業に対する次の保険年度の産災保険料率とすることができる。(改正 2017. 10. 24)
- (3) 大統領令で定める事業であって産災保険の保険関係が成立した事業の事業主が当該事業の勤労者の安全保健のために災害予防活動を実施し、これについて雇用労働部長官が認定したときは、前条第3項及び第4項にかかわらず、その事業に対し適用される第13条第5項第1号による産災保険料率の100分の30の範囲内で大統領令で定めるところにより、引き下げた比率を第13条第5項第2号による産災保険料と合わせてその事業に対する次の保険年度の産災保険料率(以下「労災予防料率」という。)とすることができる。(新設 2013. 6. 4、2017. 10. 24)
- (4) 労災予防料率を適用するに当たっては、災害予防活動の内容・認定期間、労災予防料率の適用期間等その他の必要な事項は、事業主が実施する災害予防活動別に区分して大統領令で定める。(新設 2013. 6. 4)
- (5) 第2項及び第3項による産災保険料率をいずれも適用されることができる事業の場合は、前条第3項及び第4項によりその事業に適用される産災保険料率に、第2項及び第3項によりそれぞれ引き上げ、又は引き下げる比率を合算して(引き上げ又は引き下げる比率が同時に生じる場合は、それらの値を互いに計上して計算する。)得た値により引き上げ又は引き下げた比率をその事業に対する次の保険年度産災保険料率とする。(新設 2013. 6. 4)
- (6) 雇用労働部長官は、労災予防料率を適用される事業が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、災害予防活動の認定を取り消さなければならない。(新設 2013. 6. 4、2019. 1. 15)

1. 偽り又はその他の不正な方法により災害予防活動の認定を受けた場合

2. 労災予防活動の認定期間中に「産業安全保健法」第2条第2号による重大災害が発生した場合。ただし、「産業安全保健法」第5条による事業主の注意義務と直接的に関連がない災害として大統領令で定める災害を除く。

3. その他の災害予防活動の目的を達成したものと認めることが困難な場合等大統領令で定める理由に該当する場合

- (7) 前項第1号により災害予防活動の認定が取り消された事業の場合は、労災予防料率の適用を取り消し、労災予防料率を適用された期間に対する産災保険料を再算定して賦課しなければならない。(新設 2013. 6. 4)
- (8) 第6項第2号及び第3号により災害予防活動の認定が取り消された事業に対しては、当該保険年度における災害予防活動の認定期間比率により労災予防料率を適用して次の保険年度の産災保険料率を算定する。(新設 2013. 6. 4)
- (9) 雇用労働部長官は、第3項による災害予防活動の認定に関する業務を産業安全保健に関する専門担当者及び施設を備えた機関又は団体であって大統領令で定める機関に委託することができる。(新設 2013. 6. 4)
- (10) 第3項及び第6項による労災予防料率の適用、災害予防活動の認定及び取消しの手続き等に必要事項は、雇用労働部令で定める。(新設 2013. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日：2020. 1. 16]第15条

(雇用保険料の源泉控除)

第16条

- (1) 事業主は、第13条第2項により雇用保険加入者である勤労者が負担する雇用保険料に相当する金額を、大統領令で定めるところにより、その勤労者の報酬から源泉控除することができる。
- (2) 事業主は、前項により雇用保険料に相当する金額を源泉控除したときは、控除計算書をその勤労者に交付しなければならない。
- (3) 第9条第1項及び第2項により事業主となる元請受注者又は下請受注者は、雇用労働部令で定めるところにより、自己が雇用する雇用保険加入者以外の勤労者を雇用する下請受注者に委任してその勤労者が負担する保険料に相当する金額を勤労者の報酬から源泉控除させることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (4) 第13条第2項ただし書きにより勤労者がその失業給与の保険料を負担する場合は、事業主が当該保険料を申告・納付し、勤労者はその保険料相当額を事業主に支給する。(新設 2011. 7. 21)

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料の賦課・徴収)

第16条の2

- (1) 第13条第1項による保険料は、公団が毎月賦課し、健康保険公団がこれを徴収する。
- (2) 前項にかかわらず、建設業等大統領令で定める事業の場合は、第17条及び第19条による。

[本条新設 2010. 1. 27]

(月別保険料の算定)

第 16 条の 3

- (1) 前条第 1 項により事業主に賦課する保険料（以下「月別保険料」という。）は、勤労者個人別月平均報酬に雇用保険料率及び産災保険料率をそれぞれ乗じて得た金額を合算して算定する。
(改正 2012. 2. 1)
- (2) 前項の月平均報酬は、次の各号により算定した金額をいう。ただし、勤労者が勤労を開始した日が属する月の勤務日が 20 日未満の場合は、その月を除く。
1. 前年度 10 月以前に勤労を開始した場合は、前年度報酬総額を前年度勤務月数で除して得た金額
 2. その他の〔第 1 号以外の〕勤労者の場合は、勤労開始日から 1 年間（1 年以内の勤労契約期間を定めた場合は、その期間）支給することと定めた報酬総額を当該勤務月数で除して得た金額
- (3) 第 1 項により月別保険料を算定するときは、月平均報酬は次の各号による期間、それぞれ適用する。
1. 前項第 1 号による場合：毎年 4 月から次の年度 3 月まで
 2. 前項第 2 号による場合：勤労者が勤労を開始した日が属する月から次の年度 3 月まで。ただし、当該年度 10 月以後に勤労を開始した勤労者の場合は、勤労を開始した日が属する月から翌々年度 3 月まで
- (4) 月平均報酬が算定された後に勤労者の報酬が引き上げ又は引き下げされた場合は、事業主は、雇用労働部令で定める方法及び手続き等により、月平均報酬の引き上げ又は引き下げを公団に申告することができ、公団は、事業主が申告した金額に基づいて月平均報酬を再び定めてこれを申告した日が属する月の翌月から適用する。
(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 1. 27]

(日割計算による月別保険料の算定等)

第 16 条の 4 次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その勤労者に対するその月別保険料は日割計算とする。

1. 勤労者が月の途中で新たに雇用され、又は雇用関係が終了する場合
2. 勤労者が同じ事業主の一の事業場から他の事業場へ転勤する場合
3. 勤労者の休職等大統領令で定める理由に該当する期間が月の中間にまたがる場合

[本条新設 2010. 1. 27]

(保険料算定の特例)

第 16 条の 5 勤労者が「勤労基準法」第 46 条第 1 項による休業手当を受ける等大統領令で定める理

由に該当する場合に大、統領令で定めるところにより、当該勤労者の月平均報酬（第 16 条の 2 第 2 項による建設業等の事業にあっては、報酬総額）の全部又は一部を除いて保険料を算定する。

[本条新設 2010. 1. 27]

（調査等による月別保険料算定）

第 16 条の 6

（1）公団は、事業主が第 16 条の 10 第 1 項から第 5 項までの規定による申告をせず、申告した内容が事実と異なっているときは、事業主にあらかじめ通知してその事実を調査し、次の各号のいずれか一つに該当する金額を基準として月平均報酬を定めて月別保険料を算定することができる。

（改正 2013. 6. 4）

1. 公団が調査して算定した金額
2. 事業主が公団又は国税庁等関連機関に勤労者の報酬等を申告した事実がある場合は、その金額
3. 勤労者の報酬等に関する資料を確認することが困難な場合は、基準報酬

（2）公団は、前項により保険料を算定した以後に、事業主が月平均報酬等を訂正して申告した場合は、事実の有無を調査して月別保険料を再算定することができる。

[本条新設 2010. 1. 27]

（月別保険料の納付期限）

第 16 条の 7

（1）事業主は、その月の月別保険料を翌月 10 日までに納付しなければならない。

（2）前項にかかわらず、前条及び第 16 条の 9 第 2 項により算定された保険料は、健康保険公団が定めて告知した期限までに納付しなければならない。

[本条新設 2010. 1. 27]

（月別保険料の告知）

第 16 条の 8

（1）健康保険公団は、事業主に対して次の各号の事項を記載した文書により、納付期限 10 日前までに月別保険料の納入を告知しなければならない。

1. 徴収しようとする保険料等の種類
2. 納付しなければならない保険料等の金額
3. 納付期限及び場所

（2）健康保険公団は、前項による納入の告知を行う場合において、事業主が申請したときは、電子文書交換方式等による電子文書により告知することができる。

（3）前項により電子文書により告知した場合は、雇用労働部令で定める情報通信網に保存し、又

は納付義務者が指定した電子メール・アドレスに入力されたときに、その事業主に到達したものとみなす。(改正 2010. 6. 4)

(4) 第 28 条の 4 による連帯納付義務者中 1 人に対する告知は、他の連帯納付義務者にも効力があるものとみなす。

(5) 第 2 項による電子文書告知に関する申請方法・手続き、その他のに必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 1. 27]

(保険料の精算)

第 16 条の 9

(1) 公団は、次条第 1 項又は第 2 項により事業主が申告した勤労者の個人別報酬総額に保険料率を乗じた金額を合算し、事業主が実際に納付しなければならない保険料を算定する。

(改正 2013. 6. 4)

(2) 公団は、事業主が次条第 1 項又は第 2 項による報酬総額を申告せず、又は事実と異なる申告をした場合は、第 16 条の 6 第 1 項を準用して前項による保険料を算定する。

(3) 健康保険公団は、事業主が既に納付した保険料が前 2 項により算定した保険料を超過している場合はその超過額を事業主に返還し、不足している場合はその不足額を事業主から徴収しなければならない。

(4) 健康保険公団が前項により事業主から不足額を徴収する場合は、精算を実施した月の保険料に合算して徴収する。ただし、その不足額が精算を実施した月の保険料を超過する場合は、その不足額を 2 等分し、精算を実施した月の保険料及びその翌月の保険料にそれぞれ合算して徴収する。

[本条新設 2010. 1. 27]

(保険料の精算)

第 16 条の 9

(1) 公団は、次条第 1 項、第 2 項又は第 4 項により事業主が申告した勤労者の個人別報酬総額に保険料率を乗じた金額を合算し、事業主が実際に納付しなければならない保険料を算定する。

(改正 2013. 6. 4、2019. 1. 15)

(2) 公団は、事業主が次条第 1 項、第 2 項又は第 4 項による報酬総額を申告せず、又は事実と異なる申告をした場合は、第 16 条の 6 第 1 項を準用して前項による保険料を算定する。

(改正 2019. 1. 15)

(3) 健康保険公団は、事業主が既に納付した保険料が前 2 項により算定した保険料を超過している場合はその超過額を事業主に返還し、不足している場合はその不足額を事業主から徴収しなければならない。

- (4) 健康保険公団が前項により事業主から不足額を徴収する場合は、精算を実施した月の保険料に合算して徴収する。ただし、その不足額が精算を実施した月の保険料を超過する場合は、その不足額を2等分し、精算を実施した月の保険料及びその翌月の保険料にそれぞれ合算して徴収する。

[本条新設 2010. 1. 27]

[施行日:2020. 1. 16]第 16 条の 9 第 1 項、第 16 条の 9 第 2 項

(報酬総額等の申告)

第 16 条の 10

- (1) 事業主は、前年度に勤労者に支給した報酬総額等を毎年 3 月 15 日まで公団に申告しなければならない。 (改正 2012. 2. 1)
- (2) 事業主は、事業の廃止・終了等により保険関係が消滅したときは、その保険関係が消滅した日から 14 日以内に、勤労者に支給した報酬総額等を公団に申告しなければならない。
- (3) 事業主は、勤労者を新たに雇用した場合は、その勤労者の姓名及び住所地等をその勤労者を雇用した〔雇い入れた〕日が属する月の翌月 15 日までに、公団に申告しなければならない。ただし、1 カ月間の所定勤務時間が 60 時間未満の者等大統領令で定める勤労者については、申告しないことができる。
- (4) 事業主は、勤労者との雇用関係を終了したときは、その勤労者に支給した報酬総額、雇用関係終了日等をその勤労者との雇用関係が終了した日が属する月の翌月 15 日までに、公団に申告しなければならない。
- (5) 事業主は、勤労者が休職し、又は他の事業場に転職される等大統領令で定める理由が発生したときは、その理由が生じた日から 14 日以内に、その事実を公団に申告しなければならない。
- (6) 前 5 項による申告事項、申告の場法・手続き、その他の必要な事項は、大統領令で定める。
- (7) 事業主が「雇用保険法」第 15 条により第 3 項から第 5 項までの事項を雇用労働部長官に申告した場合は、第 3 項から第 5 項までによる申告を省略することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (8) 第 1 項により報酬総額を申告しなければならない事業主は、報酬総額の申告を、情報通信網を利用し、又は電算処理されたテープ、ディスクット又はコンパクトディスク (CompactDisc) 等電子的記録媒体により提出する方式で行わなければならない。ただし、大統領令で定める規模に該当する事業主は、報酬総額の申告を文書で行うことができる。

[本条新設 2010. 1. 27]

(修正申告)

第 16 条の 11 前条第 1 項又は第 2 項による報酬総額申告書とその申告期限内に提出した事業主は、報酬総額申告書に記載した報酬総額が実際に申告しなければならない報酬総額と異なっていた場合は、第 16 条の 6 第 1 項及び第 16 条の 9 第 2 項により公団が事業主に対して事実を調査するこ

とをあらかじめ通知する前までに、報酬総額を修正して申告することができる。この場合において、報酬の修正申告事項及び申告手続きに関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 4)

[本条新設 2010. 1. 27]

(クレジットカード等による保険料等の納付)

第 16 条の 12

- (1) 納付義務者は、大統領令で定める金額以下の保険料等を、大統領令で定める保険料納付代行機関を通じて、クレジットカード、直払いカード等（以下この条において「クレジットカード等」という。）により納付することができる。 (改正 2016. 12. 27)
- (2) 前項によりクレジットカード等により保険料等を納付する場合は、保険料納付代行機関の承認日を納付日とみなす。
- (3) 保険料納付代行機関は、納付義務者からクレジットカード等による保険料等納付代行サービスの代価として納付代行手数料を受けることができる。
- (4) 保険料納付代行機関の指定及び運営、納付代行手数料等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2014. 3. 24]

(クレジットカード等による保険料等の納付)

第 16 条の 12

- (1) 納付義務者は、大統領令で定める金額以下の保険料等を、大統領令で定める保険料納付代行機関を通じて、クレジットカード、直払いカード等（以下この条において「クレジットカード等」という。）により納付することができる。
- (2) 前項によりクレジットカード等により保険料等を納付する場合は、保険料納付代行機関の承認日を納付日とみなす。
- (3) 保険料納付代行機関は、納付義務者からクレジットカード等による保険料等納付代行サービスの代価として納付代行手数料を受けることができる。
- (4) 保険料納付代行機関の指定及び運営、納付代行手数料等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2014. 3. 24.]

(建設業等の概算保険料の申告及び納付)

第 17 条

- (1) 第 16 条の 2 第 2 項による事業主（以下この条から第 19 条までにおいて同じ。）は、保険年度ごとにその 1 年の間（保険年度の途中で保険関係が成立した場合は、その成立日からその保険年度末日までの期間）に使用する勤労者（雇用保険料を算定する場合にあっては、「雇用保険法」第 10 条による適用除外勤労者を除く。以下この条において同じ。）に支給する報

酬総額の推定額（大統領令で定める場合は、前年度に使用した勤労者に支給した報酬総額）に雇用保険料率及び産災保険料率をそれぞれ乗じて算定した金額（以下「概算保険料」という。）を、大統領令で定めるところにより、その保険年度の3月31日（保険年度の途中で保険関係が成立した場合は、その保険関係の成立日から70日、建設工事等期間が決められている事業であって70日以内に終了する事業の場合は、その事業が終わる日の前日）までに、公団に申告・納付しなければならない。ただし、その保険年度の概算保険料申告・納付期限が第19条による確定保険料申告・納付期限より遅れた場合は、その保険年度の確定保険料申告・納付期限をその保険年度の概算保険料申告・納付期限とする。（改正2010.1.27）

- (2) 公団は、事業主が前項による申告をせず、又はその申告額が事実と異なっていた場合は、その事実を調査して概算保険料を算定・徴収するものとし、既に納付された金額があるときは、その不足額を徴収しなければならない。
- (3) 事業主は、第1項の概算保険料を、大統領令で定めるところにより、分割納付することができる。
- (4) 事業主が前項により分割納付できる概算保険料を第1項による納付期限までに全額納付する場合は、その概算保険料金額の100分の5の範囲内で雇用労働部令で定める金額を軽減する。（改正2010.1.27、2010.6.4）
- (5) 第1項による期限に概算保険料を申告した事業主は、既に申告した概算保険料がこの法律により申告しなければならない概算保険料を超過するとき（次条第2項の場合を除く。）は、第1項による期限が経過した後1年以内に、最初に申告した概算保険料の更正を公団に請求することができる。
- (6) 前項による概算保険料の更生請求及び更生請求結果の通知に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009.12.30]

[題名改正 2010.1.27]

（建設業等の概算保険料の申告及び納付）

第17条

- (1) 第16条の2第2項による事業主（以下この条から第19条までにおいて同じ。）は、保険年度ごとにその1年の間（保険年度の途中で保険関係が成立した場合は、その成立日からその保険年度末日までの期間）に使用する勤労者（雇用保険料を算定する場合にあつては、「雇用保険法」第10条及び第10条の2による適用除外勤労者を除く。以下この条において同じ。）に支給する報酬総額の推定額（大統領令で定める場合は、前年度に使用した勤労者に支給した報酬総額）に雇用保険料率及び産災保険料率をそれぞれ乗じて算定した金額（以下「概算保険料」という。）を、大統領令で定めるところにより、その保険年度の3月31日（保険年度の途中で保険関係が成立した場合は、その保険関係の成立日から70日、建設工事等期間が

決められている事業であって70日以内に終了する事業の場合は、その事業が終わる日の前日までに、公団に申告・納付しなければならない。ただし、その保険年度の概算保険料申告・納付期限が第19条による確定保険料申告・納付期限より遅れた場合は、その保険年度の確定保険料申告・納付期限をその保険年度の概算保険料申告・納付期限とする。

(改正 2010. 1. 27、2019. 1. 15)

(2) 公団は、事業主が前項による申告をせず、又はその申告額が事実と異なっていた場合は、その事実を調査して概算保険料を算定・徴収するものとし、既に納付された金額があるときは、その不足額を徴収しなければならない。

(3) 事業主は、第1項の概算保険料を、大統領令で定めるところにより、分割納付することができる。

(4) 事業主が前項により分割納付できる概算保険料を第1項による納付期限までに全額納付する場合は、その概算保険料金額の100分の5の範囲内で雇用労働部令で定める金額を軽減する。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

(5) 第1項による期限に概算保険料を申告した事業主は、既に申告した概算保険料がこの法律により申告しなければならない概算保険料を超過するとき(次条第2項の場合を除く。)は、第1項による期限が経過した後1年以内に、最初に申告した概算保険料の更正を公団に請求することができる。

(6) 前項による概算保険料の更生請求及び更生請求結果の通知に必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 12. 30]

[題名改正 2010. 1. 27]

[施行日：2019. 7. 16] 第17条第1項

(保険料率の引き上げ又は引き下げ等による措置)

第18条

(1) 公団は、保険料率が引き上げ又は引き下げされたときは、月別保険料及び概算保険料を増額又は減額調整して、月別保険料が増額されたときは健康保険公団が、概算保険料が増額されたときは公団が、それぞれ徴収する。この場合において、事業主に対する通知、納付期限等必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2010. 1. 27)

(2) 公団は、事業主が保険年度中に事業の規模を縮小して実際の概算保険料総額が、既に申告した概算保険料総額より大統領令で定める基準以上に減少することになった場合は、事業主の申請を受けてその超過額を減額することができる。

(改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(建設業等の確定保険料の申告・納付及び精算)

第 19 条

- (1) 事業主は、毎保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した場合は、その消滅した日の前日）まで使用した勤労者（雇用保険料を算定する場合にあっては、「雇用保険法」第 10 条による適用除外勤労者を除く。）に支給した報酬総額（支給することが決定された金額を含む。）に雇用保険料率及び産災保険料率をそれぞれ乗じて算定した金額（以下「確定保険料」という。）を、大統領令で定めるところにより、次の保険年度の 3 月 31 日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに、公団に申告しなければならない。ただし、事業主が国家又は地方自治体である場合は、その保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに申告することができる。（改正 2010. 1. 27）
- (2) 第 17 条及び第 18 条第 1 項により納付し、又は追加徴収した概算保険料の金額が前項の確定保険料の金額を超過する場合は、公団は、その超過額を事業主に返還しなければならない。不足した場合は、事業主はその不足額を次の保険年度の 3 月 31 日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに納付しなければならない。ただし、事業主が国家又は地方自治体である場合は、その保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに納付することができる。
- (3) 前 2 項にかかわらず、その保険年度の確定保険料申告・納付期限が次の保険年度の確定保険料申告・納付期限より遅れた場合は、次の保険年度の確定保険料申告・納付期限をその保険年度の確定保険料申告・納付期限とする。
- (4) 公団は、事業主が第 1 項による申告をせず、又はその申告額が事実と異なっていた場合は、事実を調査して確定保険料の金額を算定した後、概算保険料を納付しない事業主についてはその確定保険料全額を徴収し、概算保険料を納付した事業主については既に納付した概算保険料と確定保険料との差額があるときはその超過額を返還し、又は不足額を徴収しなければならない。この場合において、事実調査をするときは、あらかじめ調査計画を事業主に通知しなければならない。
- (5) 第 1 項による期限までに確定保険料を申告した事業主は、既に申告した確定保険料がこの法律により申告しなければならない確定保険料より少ない場合は、前項後段による調査計画の通知前までに、確定保険料修正申告書を提出することができる。
- (6) 確定保険料修正申告での記載事項及び申告手続きに関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。（改正 2010. 6. 4）
- (7) 第 1 項による確定保険料の申告に関しては、第 17 条第 5 項及び第 6 項を準用する。この場合は、第 17 条第 5 項及び第 6 項中「概算保険料」は「確定保険料」とみなす。

[条文改正 2009. 12. 30]

[題名改正 2010. 1. 27]

(建設業等の確定保険料の申告・納付及び精算)

第 19 条

- (1) 事業主は、毎保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した場合は、その消滅した日の前日）まで使用した勤労者（雇用保険料を算定する場合にあっては、「雇用保険法」第 10 条及び第 10 条の 2 による適用除外勤労者を除く。）に支給した報酬総額（支給することが決定された金額を含む。）に雇用保険料率及び産災保険料率をそれぞれ乗じて算定した金額（以下「確定保険料」という。）を、大統領令で定めるところにより、次の保険年度の 3 月 31 日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに、公団に申告しなければならない。ただし、事業主が国家又は地方自治体である場合は、その保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに申告することができる。 (改正 2010. 1. 27、2019. 1. 15)
- (2) 第 17 条及び第 18 条第 1 項により納付し、又は追加徴収した概算保険料の金額が前項の確定保険料の金額を超過する場合は、公団は、その超過額を事業主に返還しなければならない。不足した場合は、事業主はその不足額を次の保険年度の 3 月 31 日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに納付しなければならない。ただし、事業主が国家又は地方自治体である場合は、その保険年度の末日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、その消滅した日から 30 日）までに納付することができる。
- (3) 前 2 項にかかわらず、その保険年度の確定保険料申告・納付期限が次の保険年度の確定保険料申告・納付期限より遅れた場合は、次の保険年度の確定保険料申告・納付期限をその保険年度の確定保険料申告・納付期限とする。
- (4) 公団は、事業主が第 1 項による申告をせず、又はその申告額が事実と異なっていた場合は、事実を調査して確定保険料の金額を算定した後、概算保険料を納付しない事業主についてはその確定保険料全額を徴収し、概算保険料を納付した事業主については既に納付した概算保険料と確定保険料との差額があるときはその超過額を返還し、又は不足額を徴収しなければならない。この場合において、事実調査をするときは、あらかじめ調査計画を事業主に通知しなければならない。
- (5) 第 1 項による期限までに確定保険料を申告した事業主は、既に申告した確定保険料がこの法律により申告しなければならない確定保険料より少ない場合は、前項後段による調査計画の通知前までに、確定保険料修正申告書を提出することができる。
- (6) 確定保険料修正申告での記載事項及び申告手続きに関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (7) 第 1 項による確定保険料の申告に関しては、第 17 条第 5 項及び第 6 項を準用する。この場合は、第 17 条第 5 項及び第 6 項中「概算保険料」は「確定保険料」とみなす。

[条文改正 2009. 12. 30]

[題名改正 2010. 1. 27]

[施行日：2019. 7. 16]第 17 条第 1 項

(保険料納付方法の変更時期)

第 19 条の 2 事業の種類の変更により保険料納付方法が変更される場合は、事業の種類の変更日の前日を変更前の事業の廃止日と、事業の種類の変更日を新しい事業成立日とみなす。

[本条新設 2010. 1. 27]

(保険料徴収の特例)

第 20 条 公団は、第 17 条第 2 項及び第 19 条第 4 項により保険料を徴収するときは、決算書等保険料算定のための基礎資料を確保することが困難である場合等大統領令で定める理由に該当する場合は、その事業主の適用対象事業と規模、賃金水準及び売上額等が類似する同じ種類の事業を基準として、雇用労働部令で定めるところにより、その事業の保険料を算定・賦課して徴収することができる。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(雇用保険料の支援)

第 21 条

(1) 国家は、勤労者が次の各号の要件をすべて満たす場合は、事業場の規模及び勤労者（内国人に限る。以下この条において同じ。）の報酬が大統領令で定める範囲に該当する場合は、その事業主及び勤労者が第 13 条第 2 項及び第 4 項によりそれぞれ負担する雇用保険料の一部を、予算の範囲内で支援することができる。（改正 2016. 12. 27）

1. 大統領令で定める規模未満の事業に雇用され、大統領令で定める金額未満の報酬を受けていること
2. 大統領令で定める財産が、大統領令で定める基準未満であること
3. 「所得税法」第 4 条第 1 項第 1 号の総合所得が、大統領令で定める基準未満であること

(2) 前項による雇用保険料の支援水準、支援方法、手続き等必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2016. 12. 27)

[本条新設 2012. 2. 1]

(支援金の還収)

第 21 条の 2

(1) 国家は、前条による雇用保険料の支援を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その支援金額の全部又は一部を還収することができる。ただし、還収する金額が大統領令で定める金額未満の場合は、還収しない。

(改正 2014. 3. 24)

1. 偽り又は不正な方法により支援された場合

2. 支援対象でない者が支援された場合

- (2) 前項により還収対象となる支援金は、公団が国税滞納処分の例により徴収する。
- (3) 第1項による還収に関しては、第27条、第28条及び第29条を準用する。この場合は、「健康保険公団」は「公団」とみなす。 (改正 2014. 3. 24)
- (4) 第1項による還収の具体的な基準及び還収手続き等必要な事項は、大統領令で定める。
[本条新設 2012. 2. 1]

第22条 削除 (2006. 12. 28)

(保険料等の軽減)

第22条の2

- (1) 雇用労働部長官は、天災地変等その他の大統領令で定める特殊な理由により保険料を軽減する必要があると認める保険加入者について、「雇用保険法」第7条による雇用保険委員会又は「産業災害補償保険法」第8条による産業災害補償保険及び予防審議委員会の審議を経て、保険料及びこの法律によるその他の徴収金を軽減することができる。この場合において、軽減比率は、100分の50の範囲内で大統領令で定め、その他の軽減申請手続き及び軽減の有無の通知等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 公団は、第16条の10第1項による報酬総額又は第17条第1項による概算保険料を期限までに雇用・産災情報通信網を通じて申告する事業主については、その月別保険料又は概算保険料で大統領令で定める金額を軽減することができる。ただし、月別保険料又は概算保険料が10万ウォン未満の場合は、この限りでない。 (改正 2010. 1. 27)
- (3) 公団は、月別保険料又は概算保険料を自動口座振替の方法により納付する事業主については、大統領令で定めるところにより、月別保険料又は概算保険料を軽減し、又は抽選により景品を提供する等財産上の利益を提供することができる。 (改正 2010. 1. 27)
[条文改正 2009. 12. 30]

(雇用保険料等の免除に関する特例)

第22条の3 第21条第1項による雇用保険料の支援対象となる場合において、その事業主が次の各号のいずれか一つに該当する申告をしたときは、大統領令で定めるところにより、被保険者資格取得申告日以前の雇用保険料及びこれに対する延滞金（以下「雇用保険料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

1. 第7条により成立した保険関係の申告及び「雇用保険法」第13条により当該勤労者が取得した被保険者資格の申告
2. 事業主が既に第7条により成立した保険関係の申告をした場合は、「雇用保険法」第13条により当該勤労者が取得した被保険者資格の申告

[条文改正 2012. 2. 1]

[法律第 11269 号 (2012. 2. 1) 付則第 2 条の規定によりこの条は 2014 年 6 月 30 日まで有効である。]

(雇用保険料等の免除による支援の制限等に関する特例)

第 22 条の 4 前条により雇用保険料等の免除を受けた期間については、当該事業主に対して「雇用保険法」による事業主に対する支援であって大統領令で定める事項に関しては、支援しないことができる。

[本条新設 2012. 2. 1]

[法律第 11269 号 (2012. 2. 1) 付則第 2 条の規定によりこの条は 2014 年 6 月 30 日まで有効である。]

(保険料等過納付額の充当及び返還)

第 23 条

(1) 公団は、事業主が誤って納付した金額を返還しようとするときは、次の各号の順位により保険料等及び第 21 条の 2 による還収金（以下「還収金」という。）にまず充当し、残りの金額があるときは、その事業主に対する返還を決定し、健康保険公団がその金額を支給する。ただし、第 17 条、第 19 条及び第 26 条の概算保険料、確定保険料及び徴収金による残りの金額は、公団が支給する。

(改正 2010. 1. 27、2013. 6. 4、2019. 1. 15)

1. 第 28 条第 1 項による滞納処分費
2. 月別保険料、概算保険料又は確定保険料
3. 第 25 条第 1 項及び第 3 項による延滞金
4. 第 24 条による加算金
5. 第 26 条第 1 項による保険給与額の徴収金

6. 還収金

(2) 前項の場合において、誤って納付した金額が雇用保険と関連するときは雇用保険料、関連徴収金、還収金及び滞納処分費に充当し、産災保険と関連するときは産災保険料、関連徴収金及び滞納処分費に充当しなければならず、同じ順位の保険料、還収金、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費が 2 以上あるときは、納付期限がより前にある保険料、還収金、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を先順位とする。 (改正 2019. 1. 15)

(3) 「産業災害補償保険法」第 89 条により保険加入者に産災保険給与を支給するときは、第 1 項各号の順位により産災保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費（産災保険関連徴収金及び滞納処分費に限る。）にまず充当し、その残額を事業主に支給しなければならない。

(4) 公団は、第 1 項又は第 2 項により誤って納付した金額を保険料、還収金、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費に充当し、又は返還するときは、次の各号のいずれか一つに規定された日の次の日から充当し、又は返還する日までの期間に対して、大統領令で定める利

率により計算した金額をその誤って納付した金額に加算しなければならない。

(改正 2010. 1. 27、2019. 1. 15)

1. 錯誤納付、二重納付、納付後におけるその賦課の取消し又は更正決定による超過額はその納付日
2. 第 16 条の 9 第 3 項により返還する場合は、次の各モクの区分による日
 - カ. 事業主が第 16 条の 10 第 1 項による申告期限内に報酬総額申告書を提出した場合は、その申告期限から 7 日
 - ナ. 事業主が第 16 条の 10 第 1 項による申告期限を経過して報酬総額申告書を提出した場合は、報酬総額申告書受付日から 7 日
 - ダ. 報酬総額申告書を提出しなかった場合は、公団が保険料を算定した日が属する月の末日
3. 第 18 条第 2 項により保険料を減額した場合の超過額は、概算保険料減額申込書受付日から 7 日
4. 第 19 条第 2 項又は第 4 項により返還する場合は、確定保険料申告書受付日から 7 日

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料等過納付額の充当及び返還)

第 23 条

- (1) 公団は、事業主が誤って納付した金額を返還しようとするときは、次の各号の順位により保険料等及び第 21 条の 2 による還収金（以下「還収金」という。）にまず充当し、残りの金額があるときは、その事業主に対する返還を決定し、健康保険公団がその金額を支給する。ただし、第 17 条、第 19 条及び第 26 条の概算保険料、確定保険料及び徴収金による残りの金額は、公団が支給する。

(改正 2010. 1. 27、2013. 6. 4、2019. 1. 15)

1. 第 28 条第 1 項による滞納処分費
2. 月別保険料、概算保険料又は確定保険料
3. 第 25 条第 1 項及び第 3 項による延滞金
4. 第 24 条による加算金
5. 第 26 条第 1 項による保険給与額の徴収金
6. 還収金

- (2) 前項の場合において、誤って納付した金額が雇用保険と関連するときは雇用保険料、関連徴収金、還収金及び滞納処分費に充当し、産災保険と関連するときは産災保険料、関連徴収金及び滞納処分費に充当しなければならないが、同じ順位の保険料、還収金、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費が 2 以上あるときは、納付期限がより前にある保険料、還収金、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を先順位とする。 (改正 2019. 1. 15)
- (3) 「産業災害補償保険法」第 89 条により保険加入者に産災保険給与を支給するときは、第 1 項

各号の順位により産災保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費（産災保険関連徴収金及び滞納処分費に限る。）にまず充当し、その残額を事業主に支給しなければならない。

- (4) 公団は、第1項又は第2項により誤って納付した金額を保険料、**還収金**、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費に充当し、又は返還するときは、次の各号のいずれか一つに規定された日の次の日から充当し、又は返還する日までの期間に対して、大統領令で定める利率により計算した金額をその誤って納付した金額に加算しなければならない。

(改正 2010. 1. 27、**2019. 1. 15**)

1. 錯誤納付、二重納付、納付後におけるその賦課の取消し又は更生決定による超過額はその納付日

2. 第16条の9第3項により返還する場合は、次の各モクの区分による日

カ. 事業主が第16条の10第1項・**第2項又は第4項**による申告期限内に報酬総額申告書を提出した場合は、その申告期限から7日

ナ. 事業主が第16条の10第1項・**第2項又は第4項**による申告期限を超過して報酬総額申告書を提出した場合は、**その申告をした日**から7日

ダ. **事業主が第16条の10第1項・第2項又は第4項による申告をしない場合は、公団が第16条の9第2項により保険料を算定した日**が属する月の末日

3. 第18条第2項により保険料を減額した場合の超過額は、概算保険料減額申込書受付日から7日

4. 第19条第2項又は第4項により返還する場合は、確定保険料申告書受付日から7日

- (5) 公団は、**第1項により返還決定した金額を返還しようとする場合であって事業主の死亡、行方不明、その他の大統領令で定める理由により事業主に返還できない場合は、その返還する金額のうち第13条第2項により勤労者（第16条の2第2項による事業の勤労者は除く。以下この項及び次項で同じ。）が負担した雇用保険料に関しては、当該勤労者の申請によりその勤労者に直接返還することを決定し、健康保険公団がその金額を支給する。** <新設 2019. 1. 15.>

- (6) 公団は、**勤労者が偽り又はその他の不正な方法により前項による返還金を受領した場合は、その金額を還収する。ただし、還収する金額が大統領令で定める金額未満の場合は、還収しない。** <新設 2019. 1. 15.>

- (7) **第5項による返還の手続き・方法及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。**

<新設 2019. 1. 15.>

- (8) **第6項による還収に関しては、第27条、第28条及び第29条を準用する。この場合「健康保険公団」は「公団」とみなす。** <新設 2019. 1. 15.>

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日:2020. 1. 16]第23条第4項第2号各モク、第23条第5項、第23条第6項、第23条第7項、第23条第8項

(産災保険診療費等の充当)

第 23 条の 2 公団は、「産業災害補償保険法」第 40 条第 2 項により勤労者が療養した産災保険医療機関に診療費を支給し、又は同条第 4 項第 2 号により薬剤を支給する薬局に薬剤費を支給するときは、その医療機関又は薬局が産災保険加入者として納付しなければならない産災保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費にまず充当し、その残額を支給できる。この場合において、充当の順位は前条第 1 項各号の順位による。 [条文改正 2009. 12. 30]

(加算金の徴収)

第 24 条

(1) 公団は、事業主が第 19 条第 1 項で定める期限までに確定保険料を申告せず、又は申告した確定保険料が事実と異なり、第 19 条第 4 項により保険料を徴収する場合は、その徴収しなければならない保険料の 100 分の 10 に相当する加算金を賦課して徴収する。ただし、加算金が少額であるときその他の加算金を徴収することが適切でないと認めて大統領令で定める場合、又は大統領令で定める金額を超過する部分については、この限りでない。

(改正 2010. 1. 27、2012. 2. 1)

(2) 削除 (2012. 2. 1)

(3) 第 1 項にかかわらず、公団は、第 19 条第 5 項により確定保険料修正申告書を提出した事業主については、第 1 項による加算金の 100 分の 50 を軽減する。

(新設 2010. 1. 27、2012. 2. 1)

[条文改正 2009. 12. 30]

(延滞金の徴収)

第 25 条

(1) 健康保険公団は、事業主が第 16 条の 7、第 17 条及び第 19 条による納付期限までに保険料又はこの法律によるその他の徴収金を納付しない場合は、その納付期限が過ぎた日から毎 1 日が経過するごとに滞納された保険料、その他の徴収金の 1 千分の 1 に相当する金額を加算した延滞金を徴収する。この場合においては、延滞金は滞納された保険料等の 1 千分の 30 を超過できない。

(改正 2010. 1. 27、2011. 7. 21、2014. 3. 24、2016. 12. 27)

(2) 前項による延滞金は、次の各号のいずれか一つに規定された日から算定する。

(改正 2010. 1. 27)

1. 第 16 条の 3、第 16 条の 6 第 1 項並びに第 16 条の 9 第 1 項及び第 2 項により算定された保険料については、第 16 条の 7 による納付期限の次の日
2. 第 17 条第 1 項及び第 19 条第 2 項による保険料については、第 17 条第 1 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項による納付期限の次の日

3. 第 16 条の 9 第 3 項、第 17 条第 2 項及び第 19 条第 4 項による徴収金については、第 16 条の 7、第 17 条第 1 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項による納付期限の次の日
4. 第 18 条による保険料については、公団が第 27 条第 1 項により通知した納付期限の次の日
- (3) 健康保険公団は、事業主が保険料又はこの法律によるその他の徴収金を納付しないときは、納付期限後 30 日が過ぎた日から毎 1 日が経過するごとに滞納された保険料、その他の徴収金の 3 千分の 1 に相当する延滞金を第 1 項による延滞金に加えて徴収する。この場合において、延滞金は、滞納された保険料その他の徴収金の 1 千分の 90 を超えることができない。
- (新設 2014. 3. 24、2016. 12. 27)
- (4) 健康保険公団は、第 1 項及び前項にかかわらず、「債務者の回復及び破産に関する法律」第 140 条による徴収の猶予があり、又はその他の延滞金を徴収することが適切でないと認められる大統領令で定める場合には、第 1 項および前項による延滞金を徴収しないことができる。
- (新設 2016. 12. 27)
- [条文改正 2009. 12. 30]

(産災保険加入者からの保険給与額徴収等)

第 26 条

- (1) 公団は、次の各号のいずれか一つに該当する災害について産災保険給与を支給する場合は、大統領令で定めるところにより、その給与に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。
1. 事業主が第 11 条による保険関係成立申告を怠った期間中に発生した災害
 2. 事業主が産災保険料の納付を怠った期間中に発生した災害
- (2) 公団は、前項により産災保険給与額の全部又は一部を徴収することを決定したときは、直ちにその事実を事業主に通知しなければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

(徴収金の徴収優先順位)

第 26 条の 2 納付期限が経過した保険料、**還収金**又はこの法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を徴収する (**雇用保険関連徴収金及び産災保険関連徴収金を併せて徴収する場合は、各保険別総徴収金額の比率により徴収する**) 場合は、その徴収順位は**第 23 条第 1 項各号の順位**による。この場合において、**同じ順位に該当する徴収金が 2 以上あるときは、納付期限がより前にある徴収金を優先順位とする。**

[条文改正 2019. 1. 15]

(徴収金の通知及び督促)

第 27 条

- (1) 公団又は健康保険公団は、保険料（第 17 条第 1 項及び第 19 条第 2 項による保険料を除く。）又はこの法律によるその他の徴収金を徴収する場合は、納付義務者にその金額及び納付期限を文書により通知しなければならない。ただし、第 22 条の 2 第 3 項により自動口座振替の方法により保険料を納付する事業主が同意する場合は、雇用労働部令で定めるところにより、情報通信網を利用した電子文書で通知することができ、この場合はその電子文がその事業主が指定したコンピュータ等に入力されたときに到達したとみなす。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

- (2) 健康保険公団は、保険加入者が保険料又はこの法律によるその他の徴収金を納付期限までに納付しないときは、期限を定めてその納付義務者に徴収金の納付を督促しなければならない。

(改正 2010. 1. 27)

- (3) 健康保険公団は、前項により督促をする場合は、督促状を発行しなければならない。この場合の納付期限は、督促状発行日から 10 日以上の上の余裕があるようにしなければならない。

(改正 2010. 1. 27)

- (4) 第 28 条の 4 による連帯納付義務者のうち 1 人に行われた督促は、他の連帯納付義務者にも効力があるとみなす。

(新設 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(納付期限前徴収)

第 27 条の 2

- (1) 公団又は健康保険公団は、事業主に次の各号のいずれか一つに該当する理由がある場合は、納付期限以前であっても既に納付義務が確定した保険料、この法律によるその他の徴収金を徴収することができる。ただし、保険料及びこの法律によるその他の徴収金の総額が 500 万ウォン未満の場合は、この限りでない。

(改正 2010. 1. 27)

1. 国税を滞納して滞納処分を受けた場合
2. 地方税又は公課金を滞納して滞納処分を受けた場合
3. 強制執行を受けた場合
4. 「手形法」及び「小切手法」による手形交換所で取引停止処分を受けた場合
5. 競売が開始された場合
6. 法人が解散した場合

- (2) 公団又は健康保険公団は、前項により納付期限前に保険料及びこの法律によるその他の徴収金を徴収するときは、新しい納付期限及び納付期限の変更理由を記載して事業主に通知しなければならない。この場合において、既に納付通知をしていたときは、納付期限の変更を通知しなければならない。

(改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料等の分割納付)

第 27 条の 3

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 3 項による保険の当然加入者である事業主は、第 7 条による保険関係成立日から 1 年以上を経過して保険関係成立申告をした場合は、納付期限が経過した保険料及びこの法律によるその他の徴収金の分割納付を承認するよう健康保険公団に申請することができる。
(改正 2010. 1. 27)
- (2) 事業主は、前項により分割納付を申請する場合は、事業主の財産目録を提出しなければならない。
- (3) 健康保険公団は、前項により提出された財産目録の総財産の推定価額が保険料及びこの法律によるその他の徴収金の総額を超える場合は、保険料及びこの法律によるその他の徴収金の分割納付を承認しなければならない。
(改正 2010. 1. 27)
- (4) 健康保険公団は、前項により分割納付の承認を受けた事業主が次の各号のいずれか一つに該当することになった場合は、分割納付の承認を取り消し、分割納付の対象となった保険料及びこの法律によるその他の徴収金を一度に徴収することができる。
(改正 2010. 1. 27)
1. 分割納付しなければならない保険料及びこの法律によるその他の徴収金を正当な理由なく 2 回以上納付しなかった場合
 2. 前条第 1 項各号のいずれか一つに該当する理由が発生した場合
- (5) 分割納付の承認及び取消しに関する手続き・方法及び分割納付の期間等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料等の分割納付)

第 27 条の 3

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 3 項による保険の当然加入者である事業主は、第 7 条による保険関係成立日から 1 年以上を経過して保険関係成立申告をした場合は、納付期限が経過した保険料及びこの法律によるその他の徴収金の分割納付を承認するよう健康保険公団に申請することができる。
(改正 2010. 1. 27)
- (2) 削除 (2019. 1. 15)
- (3) 健康保険公団は、第 1 項により申請した事業主について納付能力を確認し、保険料及びこの法律によるその他の徴収金の分割納付を承認することができる。
(改正 2010. 1. 27、2019. 1. 15)
- (4) 健康保険公団は、前項により分割納付の承認を受けた事業主が次の各号のいずれか一つに該当することになった場合は、分割納付の承認を取り消し、分割納付の対象となった保険料及びこの法律によるその他の徴収金を一度に徴収することができる。
(改正 2010. 1. 27)
1. 分割納付しなければならない保険料及びこの法律によるその他の徴収金を正当な理由なく

2回以上納付しなかった場合

2. 前条第1項各号のいずれか一つに該当する理由が発生した場合

- (5) 第1項・第3項及び前項による分割納付の承認及び取消しに関する手続き・方法、分割納付の期間及び納付能力の確認等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4、2019. 1. 15)

[条文改正 2009. 12. 30]

[施行日:2019. 7. 16]第27条の3

(徴収金の滞納処分等)

第28条

- (1) 健康保険公団は、第27条第2項及び第3項による督促を受けた者がその期限までに保険料又はこの法律によるその他の徴収金を納付しなかった場合は、雇用労働部長官の承認を受けて、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。 (改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)
- (2) 健康保険公団は、前項による国税滞納処分の例により差し押さえた財産を公売する場合において、専門知識が必要であり、又はその他の特殊な事情があるために直接公売することが適当でないとき、大統領令で定めるところにより、「金融会社不良資産等の効率的処理及び韓国資産管理公社の設立に関する法律」により設立された韓国資産管理公社（以下「韓国資産管理公社」という。）により差し押さえた財産の公売を代行させることができる。この場合は、公売は公団がしたものとみなす。 (改正 2010. 1. 27、2011. 5. 19)
- (3) 健康保険公団は、前項により韓国資産管理公社に公売を代行させる場合は、雇用労働部令で定めるところにより、手数料を支給できる。 (改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)
- (4) 第2項により韓国資産管理公社が公売を代行する場合は、韓国資産管理公社の役員は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときは、公務員であるとみなす。

[条文改正 2009. 12. 30]

(法人の合併による納付義務の継承)

第28条の2 法人が合併した場合は、合併後存続する法人又は合併で設立される法人は、合併で消滅した法人に賦課され、又はその法人が納付しなければならない保険料並びにこの法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を出す義務を負う。 [条文改正 2009. 12. 30]

(相続による納付義務の継承)

第28条の3

- (1) 相続が開始されたときは、その相続人（「民法」第1078条により包括的遺贈を受けた者を含む。以下同じ。）又は「民法」第1053条による相続財産管理人（以下「相続財産管理人」という。）は、被相続人に賦課され、又はその被相続人が納付しなければならない保険料、こ

の法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を、相続を受けた財産の限度で納付する義務を負う。

- (2) 前項の場合において、相続人が2人以上であるときは、各相続人は、被相続人に賦課され、又はその被相続人が納付しなければならない保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を「民法」第1009条・第1010条・第1012条及び第1013条による相続分により分けて計算した後、相続を受けた財産の限度で連帯して納付する義務を負う。この場合において、各相続人は、その相続人のうちで被相続人の保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費を納付する代表者を定めて、大統領令で定めるところにより、健康保険公団に申告しなければならない。 (改正 2010. 1. 27)
- (3) 第1項の場合において、相続人の存在の有無が明らかでないときは、相続人に対して行わなければならない保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費の納付告知・督促又はその他の必要な措置は、相続財産管理人に行わなければならない。
- (4) 第1項の場合において、相続人の存在の有無が明らかでなく、相続財産管理人もいないときは、健康保険公団は、被相続人の住所地を管轄する裁判所に相続財産管理人の選任を請求することができる。 (改正 2010. 1. 27)
- (5) 第1項の場合において、被相続人に対する処分又は手続きは、相続人又は相続財産管理人に対しても効力がある。

[条文改正 2009. 12. 30]

(連帯納付義務)

第28条の4

- (1) 共同事業に係る保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費は、共同事業者が連帯して納付する義務を負う。
- (2) 法人が分割又は分割合併される場合は、分割される法人に対して分割日又は分割合併日以前に賦課され、又は納付義務が成立した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費は、次の各号の法人が連帯して納付する責任を負う。
1. 分割される法人
 2. 分割又は分割合併により設立される法人
 3. 分割される法人の一部が他の法人と合併してその他の法人が存続する場合は、その他の法人
- (3) 法人が分割又は分割合併により解散する場合は、解散する法人に対して賦課され、又はその法人が納付しなければならない保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費は、前項第2号及び第3号の法人が連帯して納付する責任を負う。

[条文改正 2009. 12. 30]

(連帯納付義務に関する「民法」の準用)

第 28 条の 5 この法律による保険料、その他の徴収金及び滞納処分費の連帯納付義務に関しては、「民法」第 413 条から第 416 条まで、第 419 条、第 421 条、第 423 条及び第 425 条から第 427 条までの規定を準用する。 [条文改正 2009. 12. 30]

(高額・常習滞納者の人的事項の公開)

第 28 条の 6

- (1) 健康保険公団は、この法律による納付期限の次の日から 2 年が経過した保険料並びにこの法律によるその他の徴収金及び滞納処分費（第 29 条により欠損処分した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費であって徴収権消滅時効が完成していないものを含む。）の総額が 10 億ウォン以上である滞納者については、その人的事項及び滞納額等（以下この条において「人的事項等」という。）を公開することができる。ただし、滞納された保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費と関連して行政審判又は行政訴訟が係留中である場合、その他の滞納された金額の一部納付等大統領令で定める理由があるときは、この限りでない。 (改正 2010. 1. 27)
- (2) 前項による滞納者の人的事項等についての公開の有無〔適否〕を審議するために、健康保険公団に保険料情報公開審議委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。 (改正 2010. 1. 27)
- (3) 健康保険公団は、委員会の審議を経て、人的事項等の公開が決定された者に対して公開対象者であることを通知することにより釈明する機会を与えなければならない。通知日から 6 カ月が経過した後、委員会に滞納額の納付履行等を考慮して滞納者の人的事項等の公開の有無を再審議に付した後、公開対象者を選定する。 (改正 2010. 1. 27)
- (4) 第 1 項による滞納者の人的事項等の公開は、官報に掲載し、又は雇用・産災情報通信網又は健康保険公団掲示板に掲示する方法による。 (改正 2010. 1. 27)
- (5) 前項の規定による滞納者の人的事項等の公開と関連した手続き及び委員会の構成・運営等に必要事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 12. 30]

(「国税基本法」の準用)

第 28 条の 7 保険料、この法律によるその他の徴収金の滞納処分の猶予のための納付担保の提供に関しては、「国税基本法」第 29 条から第 34 条までの規定を準用する。この場合「税法」は「この法律」と、「納税担保」は「納付担保」と、「税務署長」は「健康保険公団」と、「納税保証保険証券」は「納付保証保険証券」と、「納税保証書」は「納付保証書」と、「納税担保物」は「納付担保物」と、「国税・加算金及び滞納処分費」は「保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費」とみなす〔それぞれ読み替える〕。 (改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(徴収金の欠損処分)

第 29 条

(1) 健康保険公団は、次の各号のいずれか一つに該当する理由があるときは、雇用労働部長官の承認を受けて、保険料及びこの法律によるその他の徴収金を欠損処分することができる。

(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

1. 滞納処分を終了して滞納額に充当された配分金額がその滞納額より少ない場合
2. 消滅時効が完成された場合
3. 徴収する可能性がないと認めて大統領令で定める場合

(2) 健康保険公団は、前項第 3 号により欠損処分をした後差し押さえることができる他の財産を発見した場合は、直ちにその処分を取り消し、再び滞納処分をしなければならない。

(改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(滞納又は欠損処分資料の提供)

第 29 条の 2

(1) 健康保険公団は、保険料徴収又は公益目的のために必要である場合は、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第 25 条第 2 項第 1 号による総合信用情報集中機関が次の各号のいずれか一つに該当する滞納者又は欠損処分者の人的事項・滞納額又は欠損処分量に関する資料(以下「滞納等資料」という。)を要求するときは、その資料を提供することができる。ただし、滞納された保険料、この法律によるその他の徴収金と関連して行政審判又は行政訴訟が係留中である場合、その他の滞納処分の猶予等大統領令で定める理由があるときは、この限りでない。

(改正 2010. 1. 27)

1. この法律による納付期限の次の日から 1 年が経過した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費の総額が 500 万ウォン以上である者
2. 1 年に 3 回以上滞納し、この法律による納付期限が経過した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費の総額が 500 万ウォン以上である者
3. 前条により欠損処分した金額の総額が 500 万ウォン以上である者

(2) 前項による滞納等資料の提供手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。

(3) 第 1 項により滞納等資料を提供された者は、これを業務以外の目的で漏洩し、又は利用してはならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

(金融取引情報の提供要請等)

第 29 条の 3

- (1) 健康保険公団の理事長は、次の各号のいずれか一つに該当する滞納者の財産照会のために必要である場合は、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第 4 条にかかわらず、同法第 2 条第 1 号による金融会社等の特定店舗に対して、金融取引関連情報又は資料（以下「金融取引情報」という。）の提供を要請することができ、当該金融会社等の特定店舗は、これを提供しなければならない。（改正 2011. 7. 14、2013. 6. 4）
1. この法律による納付期限の次の日から 1 年が経過した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費の総額が 500 万ウォン以上である者
 2. 1 年に 3 回以上滞納し、この法律による納付期限が経過した保険料、この法律によるその他の徴収金及び滞納処分費の総額が 500 万ウォン以上である者
- (2) 健康保険公団の理事長が前項により金融取引情報の提供を要請するときは、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第 4 条第 2 項による金融委員会が定める標準様式により行わなければならない。（改正 2013. 6. 4）
- (3) 第 1 項による金融取引情報の提供要請は、滞納者の財産照会のために必要な最小限度にとどめなければならない。
- (4) 第 1 項により金融会社等が健康保険公団に金融取引情報を提供する場合は、その金融会社等は、金融取引情報を提供した日から 10 日以内に、提供した金融取引情報の主要内容・使用目的・提供された者及び提供日時等を取引者に書面で通知しなければならない。この場合において、通知にかかる費用に関しては、「金融実名取引及び秘密保障に関する法律」第 4 条の 2 第 4 項を準用する。（改正 2011. 7. 14、2013. 6. 4）
- (5) 健康保険公団の理事長は、第 1 項により金融会社等に対して金融取引情報を要請した場合は、その事実を記録しなければならない。金融取引情報を要請した日から 5 年間その記録を保管しなければならない。（改正 2011. 7. 14、2013. 6. 4）
- (6) 第 1 項により金融取引情報を知り得た者は、その知り得た金融取引情報を他人に提供若しくは漏洩し、又はその目的以外の用途に利用してはならない。

[本条新設 2009. 12. 30]

(保険料徴収の優先順位)

第 30 条 保険料及びこの法律によるその他の徴収金は、国税及び地方税を除き、他の債権より優先して徴収する。ただし、保険料等の納付期限前に伝賃権・質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権の設定を登記し、又は登録した事実が証明される財産を売却し、その売却代金のうちから保険料等を徴収する場合は、その伝賃権・質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権により担保された債権に対しては、この限りでない。

(改正 2010. 6. 10)

[条文改正 2009. 12. 30]

(産災保険料及び負担金徴収等に関する特例)

第 31 条

- (1) 公団又は健康保険公団は、この法律による産災保険料及び産災保険と関連したその他の徴収金、「賃金債権保障法」第 9 条・第 16 条による負担金及びその他の徴収金並びに「石綿被害救済法」第 31 条第 1 項第 1 号の者に対する分担金及びその他の徴収金を統合して徴収しなければならない。(改正 2010. 1. 27、2010. 3. 22)
- (2) 事業主は、この法律による産災保険料、「賃金債権保障法」第 9 条による負担金及び「石綿被害救済法」第 31 条第 1 項第 1 号の者に対する分担金（以下「負担金」という。）を統合して申告して納付しなければならない。(改正 2010. 3. 22)
- (3) 前 2 項により事業主が産災保険料及び負担金（それぞれに対する延滞金及び加算金を含む。以下この条において同じ。）を納付した場合は、その総額のうちで事業主が納付しなければならない産災保険料及び負担金の比率に応じて産災保険料及び負担金を納付したものとみなす。
- (4) 公団又は健康保険公団は、第 1 項及び第 2 項により徴収し、又は納付された産災保険料及び負担金を「産業災害補償保険法」第 95 条により設置された基金、「賃金債権保障法」第 17 条により設置された基金及び「石綿被害救済法」第 24 条により設置された基金にそれぞれ納入しなければならない。(改正 2010. 1. 27、2010. 3. 22)
- (5) 前項により産災保険料及び負担金をそれぞれの基金に納入する場合において、その精算基準及び精算方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 12. 30]

(書類の送達)

第 32 条

- (1) 「国税基本法」第 7 条から第 12 条までの規定（第 8 条第 2 項ただし書きを除く。）は、保険料、この法律によるその他の徴収金に関する書類の送達に関して準用する。(改正 2010. 1. 27)
- (2) 前項にかかわらず、保険料、この法律によるその他の徴収金の告知・督促又は滞納処分に関係する書類を郵便により送達する場合は、その方法は、大統領令で定めるところによる。

(新設 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

第 4 章 保険事務代行機関 (改正 2009. 12. 30)

(保険事務代行機関)

第 33 条

- (1) 事業主等を構成員とする団体であつて特別法により設立された団体、「民法」第 32 条により雇用労働部長官の許可を受けて設立された法人及びその他の大統領令で定める基準に該当する法人、公認労務士又は税理士（以下「法人等」という。）は、事業主から委任を受けて、保険料申告、雇用保険被保険者に関する申告等事業主が地方雇用労働官署又は公団に対してしなければならない保険に関する事務（以下「保険事務」という。）を代行することができる。この場合において、保険事務を委任できる事業主の範囲及び法人等に委任できる業務の範囲は、大統領令で定める。（改正 2010. 6. 4、2014. 3. 24）
- (2) 法人等が前項により保険事務を代行しようとする場合は、大統領令で定めるところにより、公団の認可を受けなければならない。
- (3) 前項により認可を受けた法人等（以下「保険事務代行機関」という。）が認可を受けた事項を変更しようとする場合は、受託候補地域等大統領令で定める事項に関しては公団の認可を受けなければならない、所在地等雇用労働部令で定める事項は公団に申告しなければならない。（改正 2010. 6. 4）
- (4) 保険事務代行機関が第 1 項による業務の全部又は一部を廃止するには、公団に申告しなければならない。
- (5) 公団は、保険事務代行機関が保険事務を違法又は不当に処理し、又はその処理を怠っていると認められるときは、第 2 項による認可を取り消すことができる。

[条文改正 2009. 12. 30]

（保険事務代行機関に対する通知）

第 34 条 公団は、保険料、この法律によるその他の徴収金の納入の通知等を保険事務代行機関にすることにより、その事業主に対する通知に代える。

[条文改正 2009. 12. 30]

（保険事務代行機関の義務）

第 35 条 公団が、第 24 条による加算金、第 25 条による延滞金及び第 26 条による産災保険給与に相当する金額を徴収する場合は、その徴収理由が保険事務代行機関の帰責事由によるものであるときは、その限度内で、保険事務代行機関が当該金額を納付しなければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

（保険事務代行機関の帳簿の備置等）

第 36 条 保険事務代行機関は、大統領令で定めるところにより、保険事務に関する事項を記載した帳簿及びその他の書類を事務所に備えておかななければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険事務代行機関に対する支援等)

第 37 条 公団は、保険事務代行機関が第 33 条第 1 項により保険事務を代行した場合は、大統領令で定めるところにより、徴収費用及びその他の支援金を交付することができる。

[条文改正 2009. 12. 30]

第 5 章 補則 (改正 2009. 12. 30)

(保険料の収納手続き)

第 38 条 この法律による保険料及びその他の徴収金の収納方法及びその手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(納付期限の延長)

第 39 条 公団又は健康保険公団は、天災地変等雇用労働部令で定める理由により、この法律に規定された申告・申請・請求及びその他の書類の提出・通知又は納付・徴収を、定めた期限までできないと認められるときは、その期限を延長することができる。(改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(資料提供の要請)

第 40 条

(1) 公団又は健康保険公団は、保険関係の成立及び消滅、雇用保険料の支援、保険料の賦課・徴収、保険料の精算、その他のこの法律による延滞金又は徴収金の徴収等のために、勤労所得資料・国税・地方税・土地・建物・健康保険・国民年金等大統領令で定める資料を提供され、又は関連コンピュータ・ネットワークを利用しようとする場合は、関係機関の長に使用目的等を記載した文書により協力を要請することができる。この場合は、関係機関の長は、正当な理由がない限りその要請に応じなければならない。(改正 2013. 6. 4)

(2) 前項により公団又は健康保険公団に提供される資料については、手数料及び使用料等を免除する。(改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(時効)

第 41 条

(1) 保険料、この法律によるその他の徴収金を徴収し、又はその返還されることができる権利は、3 年間行使しなければ時効によって消滅する。

(2) 前項による消滅時効に関しては、この法律に規定されたものを除き、「民法」による。

[条文改正 2009. 12. 30]

(時効の中断)

第 42 条

(1) 前条による消滅時効は、次の各号の理由により中断される。 (改正 2010. 1. 27)

1. 第 16 条の 8 による月別保険料の告知
2. 第 23 条第 1 項又は第 2 項による返還の請求
3. 第 27 条による通知又は督促
4. 第 28 条による滞納処分手続きにより行われる交付請求又は差し押さえ

(2) 前項により中断された消滅時効は、次の各号の期限又は期間が経過した時から新たに進行する。 (改正 2010. 1. 27)

1. 第 16 条の 8 により告知した月別保険料の納付期限
2. 督促による納付期限
3. 第 27 条第 1 項により通知した納付期限
4. 交付請求中の期間
5. 差し押さえ期間

[条文改正 2009. 12. 30]

(保険料精算に伴う権利の消滅時効)

第 43 条

(1) 第 16 条の 9 第 3 項により事業主が返還される権利及び健康保険公団が徴収する権利の消滅時効は、次の保険年度の初日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、保険関係が消滅した日）から進行する。

(2) 第 19 条第 2 項及び第 4 項により事業主が返還される権利及び健康保険公団が徴収する権利の消滅時効は、次の保険年度の初日（保険年度の途中で保険関係が消滅した事業の場合は、保険関係が消滅した日）から進行する。

[条文改正 2019. 1. 15]

(報告)

第 44 条 公団又は健康保険公団は、保険料の誠実な申告及び保険事務代行機関の指導等のために必要であると認められて大統領令で定める場合は、この法律を適用される事業の事業主、その事業に従事する勤労者、保険事務代行機関及び保険事務代行機関であった者に対して、この法律の施行に必要な報告及び関係書類の提出を要求することができる。 (改正 2010. 1. 27)

[条文改正 2009. 12. 30]

(調査)

第 45 条

- (1) 公団は、保険料の誠実な申告及び保険事務代行機関の指導等のために必要であると認められて大統領令で定める場合は、所属職員により勤労者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業場又は保険事務代行機関若しくは保険事務代行機関であった者の事務所に立ち入り、関係者に対して質問をし、又は関係書類を調査させることができる。
- (2) 公団は、前項により調査をする場合は、当該事業主等に対して調査の日時及び内容等調査に必要な事項をあらかじめ通知して行うものとする。ただし、緊急な場合又は事前に通知をしたときはその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 第 1 項の場合は、公団職員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。
- (4) 公団は、前 3 項の規定により調査を終了したときは、当該事業主等に調査結果を書面で通知しなければならない。

[条文改正 2009. 12. 30]

(業務の委任及び委託)

第 46 条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。(新設 2013. 6. 4)
- (2) 公団又は健康保険公団は、大統領令で定めるところにより、保険料、この法律によるその他の徴収金の収納業務のうち一部を通信官署又は金融機関に委託することができる。

(改正 2010. 1. 27、2013. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

[題名改正 2013. 6. 4]

(業務の指導・監督)

第 46 条の 2

- (1) 第 4 条により徴収業務を委託された健康保険公団は、大統領令で定めるところにより、会計年度ごとに保険料等の告知、収納及び滞納管理に関する事業運営計画及び予算に関して、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 健康保険公団は、毎会計年度が終了した後 2 カ月以内に、その会計年度の事業実績及び決算を雇用労働部長官に報告しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、健康保険公団に対して、第 1 項による事業に関する報告を命じ、又は事業若しくは財産状況を検査でき、必要であると認められるときは、定款の関連規定を変更するように命じる等監督上必要な措置ができる。(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2010. 1. 27]

(海外派遣者に対する特例)

第 47 条

- (1) 「産業災害補償保険法」第 122 条第 1 項により産災保険の適用を受ける海外派遣者（以下「海外派遣者」という。）の産災保険料算定の基礎となる報酬額は、その事業に使用される同じ職種の勤労者の報酬及びその他の事情を考慮して雇用労働部長官が定める金額とし、産災保険料率は、海外派遣者の災害率及び災害補償に必要な金額等を考慮して雇用労働部長官が定めて告示する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 産災保険加入者の海外派遣者に対する保険加入申請及び承認、保険料の申告及び納付等に必要事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 海外派遣者に対する産災保険関係の成立及び消滅に関しては、第 5 条第 4 項・第 5 項・第 7 項、第 7 条第 3 号及び第 10 条を準用する。

[条文改正 2009. 12. 30]

(現場実習生に対する特例)

第 48 条

- (1) 「産業災害補償保険法」第 123 条第 1 項により産災保険の適用を受ける現場実習生（以下「現場実習生」という。）の産災保険料算定の基礎となる報酬額は、現場実習生が受けたすべての金品とするものとし、産災保険料の算定が困難である場合は、雇用労働部長官が定めて告示する金額とすることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 現場実習生の産災保険料の申告及び納付等に必要事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

(中小企業事業主に対する特例)

第 49 条

- (1) 「産業災害補償保険法」第 124 条第 1 項により産災保険に加入した中小企業の事業主（以下「中小企業事業主」という。）に対する産災保険料算定の基礎となる報酬額は、雇用労働部長官が定める金額とし、産災保険料率は、その事業に適用される産災保険料率とする。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 中小企業事業主の産災保険加入申請及び承認、保険料の申告及び納付等に必要事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 中小企業事業主に対する保険関係の成立及び消滅に関しては、第 5 条第 4 項・第 5 項・第 7 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 号及び第 10 条を準用する。

[条文改正 2009. 12. 30]

(自営業者に対する特例)

第 49 条の 2

- (1) 勤労者を使用せず、又は 50 人未満の勤労者を使用する事業主であって大統領令で定める要件を備えた自営業者（以下「自営業者」という。）は、公団の承認を受けて、自己をこの法律による勤労者とみなして雇用保険に加入することができる。
- (2) 前項により保険に加入した自営業者が 50 人以上の勤労者を使用することとなった場合も、本人が被保険者資格を維持しようとする場合は、引き続き保険に加入しているものとみなす。
- (3) 自営業者に対する雇用保険料算定の基礎になる報酬額は、自営業者の所得、賃金水準等を考慮して雇用労働部長官が定めて告示する。
- (4) 自営業者は、第 1 項により保険加入承認を申請しようとする場合は、本人が希望する給付水準を考慮して、前項により告示された報酬額のうちからいずれか一つを選択しなければならない。
- (5) 自営業者は、前項により選択した報酬額を次の保険年度に変更しようとする場合は、直前年度の 12 月 20 日までに、第 3 項により告示された報酬額のうちからいずれか一つを再び選択し、公団に報酬額の変更を申請することができる。
- (6) 第 13 条第 2 項及び第 4 項にかかわらず、自営業者が負担しなければならない雇用安定・職業能力開発事業及び失業給与に対する雇用保険料は、前 2 項により選択した報酬額に次項による雇用保険料率を乗じて算定した金額とする。この場合は、月の途中で保険関係が成立し、又は消滅する場合は、その雇用保険料は日割計算する。
- (7) 自営業者に適用する雇用保険料率は、保険収支の動向及び経済状況等を考慮して 1000 分の 30 の範囲内で雇用安定・職業能力開発事業の保険料率及び失業給与の保険料率に区分して大統領令で定める。この場合において、雇用保険料率の決定及び変更は、「雇用保険法」第 7 条による雇用保険委員会の審議を経なければならない。
- (8) 第 6 項による雇用保険料は、公団が毎月賦課し、健康保険公団がこれを徴収する。
- (9) 雇用保険に加入した自営業者は、毎月賦課された保険料を翌月 10 日までに納付しなければならない。
- (10) 雇用保険に加入した自営業者が自己に賦課された月の雇用保険料を継続して 3 カ月間納付しない場合は、最後に納付した雇用保険料に対応する被保険期間の翌日に保険関係が消滅する。ただし、天災地変等その他のやむを得ない理由により雇用保険料を納付することができなかったことを証明したときは、この限りでない。
- (11) 自営業者の雇用保険加入申請・承認及び保険料の賦課・納付等必要な事項は、雇用労働部令で定める。
- (12) 自営業者の保険関係等に関しては、次の各号で定めるところにより準用する。この場合は、

「事業主」は「自営業者」とみなす。

1. 自営業者に対する保険関係の成立・消滅に関しては、第5条第5項（同項後段を除く。）・第7項、第7条第3号及び第10条第1号から第3号までを準用する。
2. 自営業者に対する保険料等過納付額の充当及び返還、延滞金の徴収・督促及び滞納・欠損処分に関しては、第23条第1項・第2項・第4項、第25条、第26条の2、第27条、第28条、第28条の7及び第29条を準用する。
3. 自営業者に対する保険料、この法律によるその他の徴収金に関する書類の送達に関しては、第32条を準用する。

（条文改正 2011. 7. 21）

（特殊形態勤労従事者に対する特例）

第49条の3

- （1）「産業災害補償保険法」第125条により産災保険の適用を受ける特殊形態勤労従事者及び事業主に対する産災保険料算定の基礎となる報酬額は、雇用労働部長官が定めて告示する金額とし、産災保険料率は、その事業に適用される事業の産災保険料率とする。（改正 2010. 6. 4）
- （2）前項による産災保険料は、事業主及び特殊形態勤労従事者がそれぞれ2分の1ずつ負担する。ただし、使用従属関係の程度等を考慮して大統領令で定める職種に従事する特殊形態勤労従事者の場合は、事業主が負担する。
- （3）前項本文により特殊形態勤労従事者が産災保険料を負担する場合は、事業主が雇用労働部令で定めるところにより産災保険料を申告して納付しなければならない。その特殊形態勤労従事者はその産災保険料に相当する金額を事業主に給与しなければならない。（改正 2010. 6. 4）
- （4）事業主は第2項本文により特殊形態勤労従事者が負担する産災保険料に相当する金額をその特殊形態勤労従事者に支給する金品から源泉控除することができる。この場合は、事業主は、控除計算書をその特殊形態勤労従事者に交付しなければならない。
- （5）特殊形態勤労従事者の産災保険適用除外・在籍用申請及び産災保険関係の変更申告に必要な事項は、雇用労働部令で定める。（改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2009. 12. 30]

（「国民基礎生活保障法」の受給者に対する特例）

第49条の4

- （1）「雇用保険法」第113条の2により雇用保険の適用を受ける事業に参加して有給で勤労する「国民基礎生活保障法」第2条第2号による受給者は、この法律の適用を受ける勤労者とみなし、「国民基礎生活保障法」第2条第4号による保障機関（同法第15条第2項により事業を委託して行う場合は、その委託機関とする。）は、この法律の適用を受ける事業主とみなす。

す。

- (2) 前項による事業の保険加入者に対する雇用保険料算定の基礎となる報酬額は、同項による事業に参加して受けた金銭とする。
- (3) 第13条第2項及び第4項にかかわらず、第1項による受給者が「国民基礎生活保障法」第5条第1項による受給権者である場合は、当該受給者の雇用保険料は、前項による報酬額に第14条第1項による雇用安定・職業能力開発事業の保険料率を乗じて算定した金額とする。

[本条新設 2011. 7. 21]

[従前第49条の4は第49条の6に移動 (2011. 7. 21)]

(産災保険管理機構の産災保険加入に対する特例)

第49条の5

- (1) 「職業安定法」第33条により国内勤労者供給事業をする者（以下「勤労者プロバイダ事業者」という。）、勤労者プロバイダ事業者から勤労者を供給される事業主・荷主及びその事業主・荷主団体、その他の勤労者プロバイダ事業と関連する法人又は団体が産災保険の加入者になる機構（以下「産災保険管理機構」という。）を構成しようとする場合は、公団の承認を受けなければならない。
- (2) 産災保険管理機構は、公団に承認を申請した日の次の日から第5条第3項による保険加入者の地位を有し、産災保険の保険関係が成立する。
- (3) 産災保険管理機構の産災保険関係は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に消滅し、保険関係消滅日は次の各号の区分によるものとする。
 - 1. 産災保険管理機構が保険加入者としての地位を解約するために公団の承認を受けた場合：
公団の承認を受けた日の次の日
 - 2. 公団が、産災保険管理機構が実際に運営されていない等の理由により継続して産災保険の保険関係を維持できないと認めて保険関係を消滅させた場合：消滅事実を定めて通知した日の次の日
- (4) 産災保険管理機構は、第1項により承認を受けた事項を変更した場合は、変更事項を公団に申告しなければならない。
- (5) 産災保険管理機構が納付しなければならない産災保険料は、産災保険管理機構を構成する勤労者プロバイダ事業者等が勤労者に支給した報酬を合算した金額を基礎として算定する。
- (6) 産災保険管理機構が納付しなければならない産災保険料、この法律による加算金・延滞金・滞納処分費及び徴収金は、産災保険管理機構を構成している勤労者プロバイダ事業者等が連帯して納付する義務を負う。
- (7) 公団は、産災保険管理機構を保険事務代行機関とみなして、大統領令で定めるところにより、徴収費用及びその他の支援金を交付することができる。
- (8) 第1項及び第4項による承認の要件及び手続き、申告に必要な事項は、雇用労働部令で定め

る。

[本条新設 2011. 7. 21]

[従前の第 49 条の 5 は第 49 条の 7 に移動 (2011. 7. 21)]

第 6 章 罰則 (改正 2009. 12. 30)

(罰則)

第 49 条の 6 第 29 条の 3 第 6 項に違反した者は、5 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。この場合において、懲役刑と罰金刑は併科することができる。

[本条新設 2009. 12. 30]

[第 49 条の 4 から移動 (2011. 7. 21)]

(両罰規定)

第 49 条の 7 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

(改正 2011. 7. 21)

[本条新設 2009. 12. 30]

[第 49 条の 5 から移動 (2011. 7. 21)]

(過怠金)

第 50 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 1. 27)

1. 第 11 条による保険関係の申告、第 12 条による保険関係の変更申告、第 16 条の 10 による報酬総額等の申告、第 17 条による概算保険料の申告及び第 19 条による確定保険料の申告をせず、又は虚偽の申告をした者
2. 第 29 条の 3 第 1 項による金融取引情報の提供を要請され、正当な理由なく金融取引情報の提供を拒否した者
3. 第 44 条による要求に応じず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は関係書類を提出せず、若しくは虚偽を記載した関係書類を提出した者
4. 第 45 条第 1 項による質問に虚偽の答えをした者又は同項による調査を拒否・妨害又は忌避した者

(2) 第 36 条による帳簿又はその他の書類を備えておかず、又は虚偽を記載した者は、50 万ウォン

以下の過怠金を賦課する。

(3) 前2項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 12. 30]

付則 (法律第 7047 号、2003. 12. 31)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2005 年 1 月 1 日から施行する。

(保険料等に関する一般的適用例)

第 2 条 従前の雇用保険法及び産業災害補償保険法により徴収若しくは納付し、又は徴収若しくは納付しなければならない保険料その他の徴収金については、従前の雇用保険法及び産業災害補償保険法による。

(延滞金に関する適用例)

第 3 条 第 25 条の規定は、この法律の施行日以後に第 17 条から第 22 条までの規定による納付期限が経過した保険料の延滞金から適用する。

(下請受注者の保険関係成立の申告に関する特例)

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の雇用保険法第 9 条第 5 項本文又は産業災害補償保険法第 9 条第 1 項本文の規定による下請受注者が第 11 条の規定により保険関係成立の申告をする場合は、第 11 条の規定にかかわらず、2005 年 2 月 15 日まで保険関係成立申告書を提出することができる。

(保険関係成立日に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前に従前の雇用保険法又は産業災害補償保険法の規定により保険加入申込書を提出し、この法律の施行日以後に公団の承認を受けた者は、第 7 条第 3 号の規定により保険関係が成立したものとみなす。

(確定保険料納付期限に関する経過措置)

第 6 条 この法律の施行前に保険関係が消滅した事業の確定保険料の納付期限は、従前の雇用保険法又は産業災害補償保険法の規定による。

(保険事務組合に関する経過措置)

第7条 この法律の施行の際に、従前の雇用保険法第64条の規定により公団から雇用保険事務組合の認可を受けた者及び従前の産業災害補償保険法第58条の規定により公団から産業災害補償保険事務組合の認可を受けていた者は、この法律第33条第2項の規定により公団から保険事務代行機関の認可を受けたものとみなす。

(過怠金に関する経過措置)

第8条 この法律の施行の前の行為に対する過怠金の適用は、従前の雇用保険法又は産業災害補償保険法の規定による。

(処分等に関する経過措置)

第9条 この法律の施行の際に、従前の雇用保険法又は産業災害補償保険法による公団の行為又は公団に対する行為は、それぞれそれに該当するこの法律による公団の行為又は公団に対する行為とみなす。

(他の法律の改正)

第10条 (略)

(他の法令との関係)

第11条 この法律の施行の際に、他の法令で従前の雇用保険法・産業災害補償保険法又はそれらの規定を引用していた場合、この法律中それに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の当該規定を引用したものとみなす。

付則 (法律第11863号、2013.6.4)

(施行日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第13条第3項及び第15条の改正規定は2014年1月1日から施行し、第23条第1項の改正規定は公布後6カ月が経過した日から施行する。

(保険料過納付額の充当及び返還に関する経過措置)

第2条 第23条第1項の改正規定の施行前の理由により発生した保険料等過納付額に関する充当及び返還に関しては、同改正規定にかかわらず、従前の規定による。

付則（法律第 12526 号、2014. 3. 24）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 21 条の 2 第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（クレジットカード等による保険料等の納付に関する適用例）

第 2 条 第 16 条の 12 の改正規定は、この法律の施行後最初に申告・告知する保険料等から適用する。

（支援金の還収に関する適用例）

第 3 条 第 21 条の 2 第 1 項の改正規定は、この法律の施行後最初に発生した理由により支援金を還収する場合から適用する。

（延滞金の徴収に関する経過措置）

第 4 条 この法律の施行前に未納であった保険料又はその他の徴収金に対する延滞金の徴収に関しては、第 25 条第 1 項及び第 3 項の改正規定にかかわらず、従前の例による。

付則（法律第 14495 号、2016. 12. 27）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定は、公布後 6 カ月が経過し、第 25 条の改正規定は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

（延滞金徴収に関する適用例）

第 2 条 第 25 条の改正規定は、当該改正規定の施行後最初に納付期限が到来する保険料、その他の徴収金から適用する。

付則（法律第 14932 号、2017. 10. 24）

この法律は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

付則（法律第 16268 号、2019. 1. 15）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項・第 6 条第 3 項・第 10 条第 4 号・第 17 条第 1 項・第 19 条第 1 項の改正規定中「雇用保険法」第 10 条の 2 に関する事項及び第 27 条の 3 の改正規定は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行し、第 16 条の 9 第 1 項・第 2 項、第 23 条第 4 項第 2 号各モク及び同条第 5 項から第 8 項までの改正規定は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

<以下 第 2 条から第 9 条まで（適用例、経過措置など） 省略>